

1. 議事日程

(予算決算常任委員会)

令和 5年 6月13日

午前10時00分 開会

於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案第62号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)

3、閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(15名)

委員長	石 飛 慶 久
委員	田 邊 介 三
委員	武 岡 隆 文
委員	芦 田 宏 治
委員	先 川 和 幸
委員	熊 高 昌 三
委員	秋 田 雅 朝
委員	児 玉 史 則

副委員長	南 澤 克 彦
委員	山 本 数 博
委員	新 田 和 明
委員	山 根 温 子
委員	山 本 優
委員	穴 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員(なし)

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名(34名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	高 藤 誠
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長	中 村 慎 吾	産 業 部 長	森 岡 雅 昭
教 育 次 長	柳 川 知 昭	教 育 参 事	和 田 治 子
秘書広報課長	北 森 智 視	財 政 課 長	沖 田 伸 二
政策企画課長	佐々木 満 朗	社会環境課長	若 狭 孝 祐
社会福祉課長	岡 野 あかね	農林水産課長	森 田 修
商工観光課長	松 田 祐 生	教育総務課長	内 藤 麻 妃

学 校 教 育 課 長	津賀山 泰 佑	生 涯 学 習 課 長	児 玉 晃
政策企画課課長補佐	安 田 勝 明	社会環境課課長補佐	原 田 和 雄
商工観光課課長補佐	小 野 光 基	秘書広報課秘書広報係長	山 本 裕 子
財政課財政係長	小 野 哲 司	政策企画課企画調整係長	下 瀬 秋 穂
政策企画課地方創生推進係長	戸 田 邦 昭	社会環境課環境生活係長	藤 本 崇 雄
社会福祉課地域福祉係長	檜 山 貴 治	農林水産課農林土木係長	船 川 雅 弘
商工観光課観光振興係長	藤 堂 洋 介	学校教育課指導主事	阿 部 正 志
教育総務課学校施設係長	玉 井 郁 夫	生涯学習課文化・スポーツ係長	井 木 一 樹

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	毛 利 幹 夫	事 務 局 次 長	藤 井 伸 樹
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開会

○石飛委員長

定刻となりました。

ただいまの出席委員は15名です。

定足数に達しておりますので、これより第6回予算決算常任委員会を開会します。

本日の日程は、令和5年第2回定例会初日に本委員会に付託されました議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を議題といたします。

まず、補正予算の審査の方法についてお諮りします。

審査の方法は、お手元に配付しました審査予定表及び6月補正予算所管別事業名一覧表を用いて部局ごとに審査し、担当部長の要点説明の後、質疑を行います。

これに御異議ありませんか。

〔質疑なし〕

○石飛委員長

異議なしと認め、本日の審査は、審査予定表及び所管別事業名一覧表により、部局ごとに審査することに決定しました。

審査に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石丸市長

本日は、上程した補正予算について審査をいただきます。

市民の代表として自覚を持ち、議員の職責を果たしていただくようお願いします。

○石飛委員長

これより議案の審査に入ります。

議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を議題とします。

初めに、補正予算全体の歳入の概要について、説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長

それでは、令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）の要点の説明をします。

この度の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,708万3,000円を追加し、予算の総額を205億7,005万3,000円とするものです。

主な内容としては、説明資料の1ページをお開きください。

(1) の通常分は、観光施設に係る官民連携手法検討調査業務委託料や、道の駅三矢の里あきたかた改修に係る工事請負費などを計上しております。

(2) の電力・ガス・食料品等価格高騰関連では、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付事業及び中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業補助金を計上しております。

補正予算書にお戻りください。

10ページ、11ページを開いてください。

歳入でございます。

15款の国庫支出金は、2億2,428万6,000円の増額です。

主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億1,408万円、先導的官民連携支援事業補助金1,998万7,000円を計上し、公立学校施設整備費補助金1,010万円を減額などがございます。

16款の県支出金は、ため池緊急整備事業補助金200万円の計上です。

19款の繰入金は、財政調整基金繰入金が9,096万8,000円の増、地域振興基金繰入金が3,750万円の増などで、合計1億3,049万7,000円の増額です。

22款の市債は、総務債が20万円、教育債が1,010万円、合計1,030万円の増額です。

以上で、歳入の主なものについて、説明を終わります。

続いて、4ページをお開きください。

債務負担行為の補正ですが、広報あきたかた編集発行業務(令和5年度契約分)を増額して、補正後の限度額を6,738万6,000円とするものです。

5ページを御覧ください。

地方債の補正ですが、総務事業、教育事業をそれぞれ増額して、補正後の借入限度額をそれぞれ1億8,150万円、1億2,690万円とし、合計の総借入限度額を12億1,350万円とするものです。

なお、12ページからの歳出につきましては、それぞれの担当部局より説明いたします。

以上で、要点の説明を終わります。

○石飛委員長

以上で、要点の説明を終わります。

なお、歳入の質疑については、該当する部局の審査の際にお願いします。

まず、総務部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

高藤総務部長。

○高藤総務部長

それでは、総務部に係ります要点の説明をいたします。

13ページをお開きください。

説明欄の上段になります。広報広聴事業費106万2,000円の増額は、原油・原材料価格の高騰による影響を踏まえまして、広報あきたかた発行業務委託料を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○石飛委員長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

田邊委員。

○田邊委員

原油価格高騰ということなんですが、要するに単価が上がったということよろしいんですか。

○石飛委員長

高藤総務部長。

○高藤総務部長

原油価格等も上がった中で、紙代、パルプの値段がかなり上がりました。そういったところで、今回、増額ということで対応しました。

以上です。

○石飛委員長

南澤委員。

- 南 澤 委 員 当初予算のときにも、昨年度よりも比較して、紙資材高騰ということで、182万5,000円上がってると思うんですけども、またさらに100万余り追加なんですけど、この間にどのような変化があったか教えていただけますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 北森課長。
- 北森秘書広報課長 この間、当初の契約、2020年10月に1号当たりの紙代としまして、19万2,028円というところでスタートしておりまして、その後、2022年8月、2022年11月、2023年3月と紙の値上がりをしてきております。
- 最終的に、2023年3月以降は広報紙1号を印刷するに当たり、紙代が26万8,148円という金額に上がってきております。かなりの上がり具合になってきているというところで、今回、予算のほう、増額をさせていただきました。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 詳しい説明、ありがとうございます。
- 紙の質、重さによって紙の値段って変わってくるかと思うんですけども、紙を薄くするとかってというような方向は検討されてますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 北森課長。
- 北森秘書広報課長 業者のほうとその辺りも確認をしております。
- ただ、これ以上紙を薄くすると、裏面の透けて見えるとかいったようなところで、紙をこれ以上薄くするというのは適切ではないというふうに判断をしております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、総務部に係る質疑を終了します。
- ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。
- ~~~~~○~~~~~
- 午前10時10分 休憩
- 午前10時11分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。
- 続いて、企画部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
- 高下企画部長。
- 高下企画部長 それでは、要点の説明をいたします。
- 補正予算書、13ページをお開きください。
- 説明欄の上のほう、過疎地域持続的発展基金20万円の増額は、過疎対策事業債の発行限度額の増に伴い、積立金を増額するものです。
- 続いてその下、企画調整事業費1,998万7,000円の増額は、官民連携を進めることで、観光施設等の大規模改修と経営改善を実現できないか検討調査するために、委託料を計上するものです。

続いて、J R線対策事業費54万7,000円の増額は、甲立駅の排煙窓などの修繕料です。

定住促進事業費218万7,000円の増額は、市内の高等学校が実施するオンライン講座の受講に対する補助を行うために増額をするものです。

17ページをお開きください。

上のほうの観光振興施設管理運営費29万6,000円の増額は、安芸高田市サッカー公園のテント天幕などの修繕料です。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 13ページ、企画調整事業費の官民連携手法検討調査業務委託料なんですけれども、これ、昨年も同じ項目がありまして、昨年実施されて、どういう結果が出て、それを踏まえて、今年度具体的にどういうことを検討されているのかというのを御説明ください。

○石 飛 委 員 長 佐々木課長。

○佐々木政策企画課長 昨年度の実施内容でございます。

主に神楽門前湯治村、こちらの分析を行っております。

まず、P F I の検討を行っております。

結果的には、大規模改修を行っても、かなりの価格設定を行わないと採算が取れない、採算性のある施設にはならないというような判断をしております。

検討した内容を、一つ例に挙げてみますと、10年後に指定管理料をゼロという目標にした場合、宿泊部門でありますと7%の成長、さらに客室をグレードアップするとか、単価改定を約3万8,000円余り上げれば到達できるとか、そういったシミュレーションを行っております。

そういった難しいシミュレーションを繰り返して検討した結果、施設、いわゆる投資費、施設を改修する改修投資費を回収する、そういったことにはなかなか至らないということで、最終的には民間事業者の公募ということは、断念をしております。

今年度につきましては、たかみや湯の森、こちらのプール棟を改修しまして、健康維持のためのサウナ・温泉利用・フィットネスジム、そういったことを通じた運動習慣の定着を促す、市民、そして観光客、そういったところの健康づくりに寄与するモデル事業、そういったところを検討することとしております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに。

南澤委員。

○南 澤 委 員 具体的な説明、ありがとうございます。

まず昨年度について、どういった検討シミュレーションを行ったかというようなことについての事業の報告というのは、今後予定されてますでしょうか。

また、今年度の予算について、同様に、どのような検討がされて、どういう結果が出たかということについて、議会に対して、市民に対して報告するというようなお考えってございますでしょうか。

○石 飛 委 員 長

高下部長。

○高下企画部長

昨年度の実績についての報告は、国交省のホームページのほうに掲載をされます。その報告書については、既に国交省のほうに提出をしておるんですが、まだ掲載をされていないことは、確認をいたしました。

これで委託をして、様々に調査をする事業についてかなり詳細に分析をして、その経営の内容について深く入り込むものでありますので、公表するに際しては、できるものとできないものというのがあるというふうに考えております。

ですので、基本的には、国交省のほうで公表される資料が、これがオーケーが出れば、国交省のほうのホームページで出るんですけども、それが確認できたところで、市としても同じものを掲載する予定であります。

今年度の事業についての、改めての説明というところについては、これから、今、佐々木課長が言いましたように、たかみや湯の森について、民間事業者に対してのヒアリング、サウンディングですね、こういう形でやったら、関わっていきたいと思うかどうかという、そこら辺りを聞いていくことになります。

当初、想定しているものが、そのヒアリングの中でどんどん変わっていく形になりますので、いずれにしても、最終的にこういうふうになることをやって、こういうふうになったというふうな形をお示しするということになると思いますから、今のところは、最終的に今年度と同じように、ホームページでお示しをすることになるのかなというふうには思っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員

同じところの、定住促進事業費についてお伺いします。

ここは、プロジェクト補助金は、既に200万円の予算が当初予算で出されていてまして、今回はオンライン講座の受講料というようなことだったんですけど、この辺りもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○石 飛 委 員 長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

先ほどの御質疑に対してお答えします。

市内ですね、吉田高校、向原高校、2校ございますが、こちらに進学する生徒が減少する中、両校は現在、進学者の獲得をかけて様々な取組を行っておられます。

市内から高校がなくなって、高校生が行くところなくなるということで、地域がさびれてしまいますし、活気を失ってしまいかねません。こうしたことを避けるため、地元高校への進学の魅力化のために、高校と

地域の連携強化戦略会議というものを開催しておりまして、この中で支援策等を検討してまいりました。そうした検討の中で、生徒たちの基礎学力をつけていくということ、学力の差を埋めるための補習、そういったことを実施するというような意見がありました。

行政としても、こうした取組に積極的に支援するということをお伝えする中で、この度、動画映像によるスタディサプリー、そういったものを導入するということになりまして、その使用料に対して市として補助を行うというものでございます。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

スタディサプリーを使えるようにするという、分かりました。

単価ですね、生徒1人当たり、幾らかかるのかというところの積算をお願いいたします。

○石 飛 委 員 長

佐々木課長。

○佐々木政策企画課長

1人当たり6,160円という見積もりをいただいております。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、企画部に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開します。

続いて、市民部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長

それでは、要点の説明をいたします。

補正予算書、15ページをお開きください。

説明欄の中段、葬祭場運営費176万円の増額は、昨年12月の降雪により、あじさい聖苑の屋根の雪止めや雨樋が破損したため、修繕工事を行うものです。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長

質疑なしと認め、これをもって、市民部に係る質疑を終了します。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長

休憩を閉じて、再開します。

続いて、福祉保健部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。

中村福祉保健部長。

○中村福祉保健部長

それでは、福祉保健部に係る部分の要点の説明をします。

予算書の13ページをお開きください。

説明欄の下段、臨時特別給付に要する経費、価格高騰重点支援給付事業費1億7,347万円のうち、主なものは、事務費としての会計年度任用職員人件費、システム改修委託料と、支給する給付金1億6,500万円でございます。

説明資料の3ページをお開きください。

この給付金は、エネルギー、あるいは食料品価格の急激な高騰による低所得者世帯の負担軽減のため、1世帯当たり3万円を給付するもので、対象世帯は令和5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税の世帯で、5,500世帯を見込んでおります。

給付のスケジュールは、表のとおりで予定をしておるところです。

予算書、15ページをお開きください。

説明欄の上段、生活保護総務管理費63万8,000円の増額でございます。

これは、国の生活保護基準の見直しに伴い、生活保護システムのシステム改修を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行委員。

○金 行 委 員

1点、ちょっとお聞きします。この制度は、2023年6月1日の時点で、基本台帳のもろもろ、一から、あいうえおの順に出せるということですが、ほかの市町村の分では、特に私、ちょっと感じた分ですが、その年度分の家計緊急世帯いうんが、その年の1月からということが考えられて、その分のあれは、この対象じゃないんですが、そういうことが考えられてあるんかないか、ちょっとお聞きしたい。その年の家計緊急世帯で、すごく、その年の、低くなつたいう世帯が出る思うんですよ。その分は、含まれるか含まれないか、考えられるか考えないか、その1点、お聞きします。

○石 飛 委 員 長

岡野課長。

○岡野社会福祉課長

家計急変世帯に対する、この電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給が、各家庭、家計急変世帯にないかということですが、今回、こちらで行うものについては、対象とはしておりません。非課税世帯及び均等割のみかかっている世帯に対して、広く、できるだけ生活者を支援するという視点から、そちらのほうでの給付と考えております。

○石 飛 委 員 長

金行委員。

○金 行 委 員

1年間で、その年のやっぱり家族に収入が低くても、ないいうことですね。理解していいですね。

その年の、緊急に、そこの世帯の人が、全部が等しく、ずっといろいろなことで下がるということでもないいうことで理解してもよろしゅうございますね。

- 石 飛 委 員 長 岡野課長。
- 岡野社会福祉課長 要綱というか、資料のとおりもありますように、非課税世帯及び住民税均等割のみ非課税の世帯を対象とすることで、かなりな世帯を、低所得者と言われる世帯を支援できるものと考えております。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって、福祉保健部に係る質疑を終了します。ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。
- 続いて、産業部に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
- 森岡産業部長。
- 森岡産業部長 産業部に係る補正予算について、説明をいたします。
- 補正予算書、13ページをお開きください。
- 説明欄中段、外郭団体等運営指導事業費3,430万円の増額は、道の駅三矢の里あきたかた休憩情報発信棟内のテナント改修工事に係る単独事業工事請負費3,300万円と、神楽門前湯治村浴室と、これは露天風呂側ですけれども、この外壁が老朽化により倒壊したため、その維持修繕に係る工事請負費130万円です。
- 道の駅三矢の里あきたかた休憩情報発信棟内テナント改修工事につきましては、説明資料、5ページを御覧ください。
- まず概要ですが、広島県から株式会社良品計画と県内の市町との連携、また、県内に多くの出店を計画されているとの情報提供を受けました。
- この間、企業誘致として、同社とのヒアリングを実施し、2023年4月27日、包括連携協定を締結し、出店を発表したところでございます。
- 良品計画ブランドとのタイアップ商品の開発、新規就農支援、さらには、古民家のリノベーションなど、地域課題の解決に向けた官民連携の取組でございます。この協定に基づき、株式会社良品計画の地域拠点の出店について、支援を行うものです。
- 協定による今後の事業展開ですが、大きく区分すると、2点です。
- 1点目、地域経済拠点づくりに関する事項としまして、近隣の無印良品の店舗との流通、これにより、効果的な地域経済の基盤を構えることができます。今後、拠点間の連携が図られ、市民の利便性の向上が期待できます。
- 二つ目、地域資源の活用、商品開発などです。
- 地域の農産生産品を加工し、全国的・世界的にもブランド力の高い無印ブランドとしての商品化や、残渣や規格外品の活用など、無印の流通販売に乗せることで、販路拡大・所得の向上の機会になると考えております。

さらに、この機会に、新規就農の改革にも期待をしておるところです。
工事の概要ですが、改修工事のスケジュールです。
市が企業誘致として、第1期改修工事を実施します。
主には既存の壁の撤去等になります。
この工事に3,300万円を計上しています。
第2期工事として、企業側が什器類、照明、装飾などを実施します。
概算で8,000万円と試算をしています。
全体では、概算が1億1,300万円となっております。
説明資料6ページを御覧ください。

この補正予算で計上します改修内容ですが、上段、改修前の図面A・B・C・Dの壁を撤去し、一つのフロアに改修します。その際、道の駅の事務所Bを2階に移転します。また、管理に必要な電気設備機器等も2階に移動をします。

情報発信を行うEについてはそのまま残し、24時間対応ができるように、DとEに可動式フェンスを設置をします。

下段の改修後の図面となります。

続いて、7ページをお開きください。

事業効果です。

改修後に休憩情報発信棟の面積の拡大による賃料、共益費の増加、さらに売上額に応じた振興費の増加が見込まれます。

支出の削減と合わせ、年間470万円の改善を図ることが見込まれます。

改修後のテナント誘致を行うことで、年間約270万円の増額が見込まれます。

繰り返しになりますけれども、株式会社良品計画の誘致は、地域経済活動の活性化、地域資源の活用、販路拡大、さらには新規就農の発掘など、世界的ブランド力のある良品計画との官民連携の推進を図ることで、安芸高田市の活性化の起爆剤になると考えております。

また、道の駅においても、出店による販売促進、ベジパーク、また、レストランとの相乗効果、これも大きいものと考えています。

補正予算15ページをお開きください。

説明欄中段、農業用施設維持管理費200万円の増額は、廃止をしたため池からの湧水、この湧水処理のため、下流水路整備に係る県費補助金を活用した工事請負費です。

中段の商工業振興事業費1億2,373万円の増額は、良品計画との協定に係る地域連携において、市が担うべき地元農家との調整役としての地域おこし協力隊員に係る委託料480万円と、エネルギー価格高騰による事業者負担軽減を目的に創設した中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業費事業補助金1億1,893万円です。

説明資料4ページを御覧ください。

新たな取組といたしまして、原油、電気、LPガス等のエネルギー価格高騰による事業者の負担を軽減するため、市内事業者、農業・林業・漁業を含む中小企業及び個人事業者を対象に、事業で使用する光熱費を

支援するために、1億1,893万円を増額するものです。

予算の内訳は最大1,160者を見込み、支援額1億1,550万円、事務経費としまして、343万円を計上しております。

事業の概要ですが、2023年8月21日から2023年12月20日までの間を申請受付期間とし、給付額は2022年分と2021年分の価格高騰分差額に対し、3分の1を乗じ、上限100万円と定めて支給をします。

今後のスケジュールとしましては、準備が整い次第、事業の周知を開始いたします。

補正予算書の15ページにお戻りをください。

中段下、企業立地推進事業費480万円の増額は、企業支援事業において、新たに2件の創業支援申請があったため、2件分の助成金を追加するものです。

最下段、観光振興事業費482万円の増額は、安芸高田市観光協会の解散に伴い、観光情報発信棟のホームページ「あきたかたナビ」やSNSでの情報発信を継続するための業務委託料198万円の計上と、観光協会解散による補助費680万円の減額です。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 15ページの中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業についてお聞きします。

今、対象者が安芸高田市に拠点を構える中小企業者ということなので、特に、例えば売上げが幾らとか、そういった縛りはないんだと思うんですけども、それであるならば、対象者数が1,160で、中小企業者1,130と市内農業者30とあるんですが、これ、数が少ないように感じるんですけども、何か別の対象者の縛りというか、規定というものがあるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 ほかに特にそういった縛りというふうには設けておりません。

広く使っていただければというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員 今、中小企業者の質問があったと思うんですが、また、次に市内農業経営者と30者というのを計画されてるんですが、これは大体、どういった方が対象なんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 農業者等につきましては、確定申告をいただいている農業者、また、法人でありますとか、そういったところが対象になろうかというふうに思っております。

- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 秋田委員。
- 秋 田 委 員 確定申告されてる方、法人で、その数を概算で数えたら30ぐらいだろうということで理解すればいいんですか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 そのとおりでございます。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 金行委員。
- 金 行 委 員 今の秋田議員の、市内農業者の30人というのは、ちょっと少ないんじゃないかと私は思うんですが。それは、人数の誤差はあると思うんですが、そこらを思うんですが、その点は、ある程度調査とか、今の納税者いうところを把握されて、この30いうのを出されているのか、それ1点、お聞きします。
- 石 飛 委 員 長 小野課長補佐。
- 小野商工観光課長補佐 農業のほうの30者につきましては、青色申告を特にやられてらっしゃる感じで、法人の方を想定しております。
- ただ、一応、対象者数1,160者、この数字につきましては、商工会のほうで調べた数字になっておりまして、実際にはたくさん条件、この以下の条件にはまれば、対象にさせていただくというふうな方向で考えております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 田邊委員。
- 田 邊 委 員 こちらの中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業という部分は、今後、広めていくということだと思うんですが、要綱自体は既に出来上がってるんでしょうか。それもこれからということでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 要綱のほうは、準備のほう進めております。現状、案の段階で持っております。この議会のほうが通れば、これを出していくというのを思っております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 田邊委員。
- 田 邊 委 員 続けてなんですけども、こちらの、今、予算枠があるんですが、先ほどおっしゃったのは、ほかの方もおっしゃってるように、ちょっと農業経営者等が少ないんじゃないかなというイメージで、もし申請がかなりの数、想定以上来た場合の予算が使い切るところになったときに、追加をされるのか、もう早い者勝ちで、この予算内で来たものに対して給付されるというものなのか教えてください。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 現状、予算の範囲内で、この事業を進めていきたいというふうに考えております。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 15ページの商工業振興事業費の商工業者等地域連携推進業務委託料の480万円ですが、先ほどの説明では、良品計画の進出に伴って業務委託を地域協力隊という話でお話があったかと思うんですが、これは全額協力隊のほうとの業務委託料と考えてよろしいのでしょうか。

○石飛委員長 松田課長。

○松田商工観光課長 こちらの協力隊1名分の雇用につきまして、やはり官民連携の事業の核として、地域資源の活用、商品開発、そうしたところを担っていく、また、官民連携の一つ、官民連携事業に反映させていきたい、そういう人材を考えております。

そういうことで、良品計画のほうに委託のほうをしていきたいというふうに考えております。

○石飛委員長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 先ほどの答弁で、ちょっと間違いがありましたので、お答えをします。正しておきます。

良品計画へ委託ということではございません。あくまで、市が地域おこし協力隊員への委託として出すものでございます。

この良品計画ということでございますけれども、出店ありきでの話ではなくて、4月27日に締結した連携協定、これに基づいて進めるものでございます。

以上でございます。

○石飛委員長 児玉委員。

○児玉委員 今の御説明ですと、仮に良品計画、出てきたときに、安芸高田市が人件費をもって、この協力隊員を雇って、良品計画の仕事の中身がよく分からんのですが、その応援をするということですか。

○石飛委員長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 4月27日に締結をした安芸高田市と株式会社良品計画との包括的連携に関する協定、これは、この協定の同日、議員の方々のメールボックス、こちらのほうにも入れさせていただいておるものでございます。こういったものでございますけれども、これに基づいて、安芸高田市が担うべきもの、その担うべきものについて、地域おこし協力隊員が活動をしていくというものでございます。

これにつきましては、協力隊員が地域に出て、地域資源を発掘する、それから新たな商品開発につながるものはないかというところも併せて探していく。さらに、6次産業化につながるもの、そういった形を進めていくというものでございます。

以上です。

○石飛委員長 児玉委員。

○児玉委員 今のお話だと、良品計画の商品開発には協力していくということですが、その出た利益っていうのは良品計画に入るわけですね。

で、安芸高田市が人件費を出しますよと。その売上げの何%か、例えば安芸高田市に入るとかというようなことにならないと、単純に人材の派

遣と、良品計画に対する開発費用のというような見方ができるんじゃないかと思うんですけど、その辺はおかしな見方なのでしょうか、教えていただきたい。

○石 飛 委 員 長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 そういった見方になるというのは否めませんが、あくまでも、安芸高田市が地域おこし協力隊員、この力を借りて、市に眠っておる地域資源を掘り起こしていただくというのが、最大の目的となります。

ですから、商品が売れて、何%といったところではなくて、要は農家が売れなくて困っていたものを活用するとか、さらには、それを活用して、6次産業化したもの、それは良品計画が売るものでなくても、別の使い方ができますので、そういったものとして、市民の方が利益を得ていくというようなところにもつながっていくというところでございます。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、議事進行の中で、先川議員が居眠りしてるようにしか見えないので、注意をしてください。目をつむってる時間が長過ぎます。で、誤解されたくないならば、目ぐらい開けてください。情けない。

(動議の声あり)

○石 飛 委 員 長 休憩動議が出ましたので、ちょっと休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいまの休憩中に、議事進行途中に、商工業者等地域連携推進事業委託料の件の質疑応答中、市長より、「まずは、議事進行の中で、先川議員が居眠りするようにしか見えないので、注意をしてください。こういう目をつぶっている時間が長過ぎますんで、誤解されたくないならば、目ぐらい開けてください。情けない。」という発言がありました。

ここで、委員長として、休憩をしたところです。

この件につきまして、休憩中にいろいろと協議しましたが、この対応につきましては、もうしばらく時間がかかりそうなので、13時まで休憩とさせていただき、補正委員会が再開できるように、議会の中で協議していきたいと思います。

ということで、13時まで委員会を休憩といたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時18分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
産業部の質疑答弁中に、市長より議員が居眠りをしているのではと、議事進行上の申出があり、休憩をして、当該議員は居眠りをしていないと確認いたしました。
なお、議事進行上の申出の中、実名を含めることは名誉毀損に当たる場合がありますので、注意します。今後は気をつけてください。
これより議事を継続いたします。
- 石丸市長 今の進行に対しては、異議申立てをしていいですか。
- 石飛委員長 一つの議事に対しまして、1回しか、もうそういう議事進行の申出はできませんので。
- 石丸市長 そういうふうに書いてあるんですか。
- 石飛委員長 そうです。
- 石丸市長 何のルールですか。
- 石飛委員長 これは何のルール。議会運営の実務ですね。
- 石丸市長 どのように書いてある。正確に教えてください。
- 石飛委員長 これ以上は、議事進行を妨げないようにしてください。よろしいですか。
- 石丸市長 1回というのは、どの範囲で1回。生涯1回という意味。
- 石飛委員長 議事。さっき言いました。よく聞いてくださいよ。
- 石丸市長 聞いた上で、もう一回。
- 石飛委員長 議事。一つの議事に対して、一つの議事進行上の申出は1回と。
- 石丸市長 同じ種類は1回という意味ですね。
- 石飛委員長 議事進行上の申出です。よく聞いてくださいよ。
- 石丸市長 いや、解釈が分からないから聞いているんです。
- 石飛委員長 議事進行上です。
- 石丸市長 ちょっと正確に教えてください。
- 石飛委員長 だから、議事進行上の申出は1回です。それだけです。
- 石丸市長 範囲がないのに、1回は数えられないと思いますが。
- 石飛委員長 議事進行、今、言ってるこのやり取りが、もう時間の無駄ということですよ。分かります。
- 石丸市長 事務局、正確に言ってください。
- 石飛委員長 もうそれ以上時間を無駄に費やすなら、この補正予算の質疑ができません。もう質問をやめてください。
- 石丸市長 そこだけ教えてください。
- 石飛委員長 じゃあ、ちょっと教えてください。
- 石丸市長 書いてないってことですね、じゃあ。
- 石飛委員長 じゃあ、私が読みますね。
議題に直接関係のあるもの、または、直ちに処理する必要があるものでなければならない。

○石飛委員長　議事進行上で、これが今、必要なんですか。居眠りの件が今、必要なんですか。

○石飛委員長　だから、先ほど、冒頭申し上げたように、居眠りはありませんでした。

○石飛委員長 議事一つって言ってるじゃないですか。

○石飛委員長　補正予算の、この…。

○石飛委員長 第3号やってるじゃないですか。

(はい。議事進行上。の声あり)

○石 丸 市 長　　そのようにおっしゃってください。なので、一つの進行における一つの議題については1回限り。了解しました。

○石 丸 市 長 いや、今、1回限りを確認しただけです。それ、失礼ですよ、委員長。今の言い方、失礼です。

○石丸市長 理解したので大丈夫。いや違う、そうじゃないですよ。

○石 丸 市 長　　違う、違う。今のは違います。今、読み上げられたので行くと、議事進行の進め方、その中の、さっきは一つにおいては1回しか言えないということです。

○石丸市長 いやいや、事務局、そっちですか。

○石飛委員長　これでしょう。第62号の件ですよ。

議事進行において、例えば、同じことを繰り返し言ってはいけない、それは分かります。それじゃなくて……。

○石丸市長 分からないから、聞いてます。正確に聞きたいので。

17

~~~~~○~~~~~

午後 1時05分 休憩

午後 1時24分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長

休憩を閉じて、再開します。

休憩中に議論しました結果を申し述べます。

石丸市長から確認の内容がありました、議題に対して、1回について1回しか出せませんということは、どういうことかという確認がありました。

この件に対しましては、確認したところ、議事進行を連発する人がいますが、これは一つの議題について、1回しか出せませんというのですが、違う議題に対しては何回も出せるということで、市長の言うとおりのことを確認いたしました。

ただし、これは執行部の権利ではなくて、議員の許可されている発言です。

2点目の議事進行に関する発言ですが、議事進行に関する発言は議員に与えられたものであって、執行部にはないということです。

執行部の発言というものは、説明員としての発言ということに終始します。なので、説明以外の発言は、委員長、私の裁量によって制止もできます。

以上、休憩中で確認した事項が、以上です。

これより議事を再開いたします。

松田課長。

○松田商工観光課長

先ほど、児玉議員のほうより質疑をいただきました商工業者等地域連携推進業務委託料480万円の件につきまして、補足して説明をさせていただきますというふうに思います。

この480万円ですが、まず、特別交付税の措置の対象となっておりまので、480万円を上限に交付されるということになっております。

この業務委託の内容でございますが、地域おこし協力隊員をまず任命し、その地域おこし協力隊と直接の業務の委託を想定しております。

その協力隊員が担う活動として、地元の商工事業者、農業生産者との連携を図り特産品の新規開発、地域資源加工品を活用した販路拡大・促進。その中には、良品計画との連携も想定の一つだと考えています。

市が持つ地域課題を地域おこし協力隊が掘り下げ、包括協定に基づく官民連携事業に反映させていきたいというふうに考えております。これにより、安芸高田市内地元事業者、地元生産者へのモチベーションの向上、所得の増加、これに県内無印店舗での販路拡大にもつながるのではないだろうか、そのような取組であるというふうに考えているところでございます。

以上で終わります。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

先ほどのまとめについては疑義があるんですが、それは改めて事務局

にお伝えします。

今、課長のほうから説明があったんですが、私はその前に挙手をして発言をしようとしてましたので、改めて、まとめてお伝えします。

たしか、児玉委員のほうからは、誰のための協力隊員なのかという趣旨の御質問、質疑があったかと思います。それについては、今のとおり、市のためです。

協力隊のお金というのは、国が最終的には負担をしてくれるので、じゃあ、どんどんやればいいじゃないかと思われるかもしれませんが、ただ、現実はそのいきません。なぜか。地域の社会の課題を解決するにしても、ぽんとそこに誰かが来たって、簡単にはできないんですね。

何が一番困るかという、出口です。そこで新たなビジネス、商流を起こそうとしたとき、出口を探すのが、見つけるのが難しいんです。

その意味で、4月27日に良品計画と協定を締結した、これによって、出口が見つかった。あとは、今、課長からあったとおり、地域の1次、2次、3次、これらの産業をつなげる、その役割として、協力隊員をこの度呼ぼうという段になっています。

で、たしか、この議会の中に、かねてから民間、民間とおっしゃる方が何名かいらっしゃったような、いなくなったような気もするんですが、民間であれば当然、収益機会は必要とします。

良品計画にとっても儲かる話です。ただ、それすらも、今回は道の駅がテナントとなります。そこに店出するという話ですので、当然、道の駅、3セクですね、その収益に跳ね返ってきます。よって、徹頭徹尾、市のためになる協力隊員という位置付けです。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 関連して質問します。

地域おこし協力隊、確かに私自身もその経験者でありますので、様々な地域産品に目を当てて、プロトタイプをつくるんですが、その出先、売り先、ずっとその商品売り続けていくための、売り先をつくるのはなかなか難しいという中では、この連携というのはよく理解できるし、無印良品の販売網が頼りになるなというふうには思うんですけども、さらに、その隊員の出口ですよ。3年間は国の特別交付税措置がある、その分、収入が保障される。その3年後、どのような形で地域に残る、残りたいと希望されるのであれば残れるのか、その辺りの青写真、計画をお伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長 小野課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐 最終的には、起業、起こすほうの起業ですね、そういった形で独立を目指していただきたいと想定しております。

もしくは、連携する中で、ビジネスとして取引をするということが増えるケースがあれば、そういった企業にもお手伝いいただく、もしくは、企業との連携を図っていくようなビジネスっていうものをつくっていただきたいと、そのように想定しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 関連する質問です。

農業生産物の中で、いわゆる規格外品を廃棄せずに再利用という部分は、現在おられる協力隊員の方がやられてる部分だと思うんですけども、ここはどういうふうにすみ分けをされる予定なのか、それとも一緒にやるということなのか、そこを教えてください。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 これまで、たくさんの協力隊の皆さんに、地域のそういった課題と一緒にやって取り組んでいただいているところでございますが、引き続いて協力いただきながら、新たな仕組みづくりでありますとか、そういったところも一緒にやって検討いただければというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありますか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 一緒にやってということなんですが、その方が、今、いわゆる任期が終わった後に、継続して何かそこを一緒にやれる仕組みをつくるということでしょうか。それとも、それはそれでもう別個で、卒業されて独立か何かされて、お手伝いをいただくという形を考えておられるのか、お聞きします。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 先ほども小野課長補佐のほうからありましたように、新しい企業、そういったところを起業していただくと、そういうようなところもありますし、まだまだ、これから3年間ございますので、その間にいろいろ協議しながら、しっかりと安芸高田市の地について、そういった取組の核になっていただきたいというふうに思っております。

今の現状の方ですね。現状の方が任期を終わられたということにつきましては、やはり一緒にやって取り組んでいただきたいというふうに思います。

それぞれ、今の取り組んでおられる協力隊の皆様、おられますので、そういったいいところを一緒にやって、この流通の中につなげていければというふうに考えておるところでございます。

○石 飛 委 員 長 高下部長。

○高下企画部長 地域おこし協力隊の全体の統括部門である企画部政策企画課のところのお話をさせていただくと、協力隊自体、卒業した後も現役の協力隊員との情報交換もしっかり進めながら、一緒に連携していく動きつていうのをつくってくれています。

ですので、今、おっしゃった現役の協力隊員が卒業した後も、関係というのは続いていて、そこで新たなものが生まれていけばいいというふうに期待しているところです。

以上です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

連携をして今後やってほしいというのは、あくまで市としての希望だと思うんです。

卒業された方も、もちろん今度は自分の仕事、生活等があると思うので、協力はしたいけれども、現実にはどこまでサポートできるかっていう部分もあるので、何かしらその協力に対して報酬を用意するとか、そういった考えがあるのか、もう全く、もう本当に今までやってくれたことを後進の方にいろいろ教えてください、ただし、そこはボランティアですよというような形なのか、そこをちょっと教えていただきたいんですけども。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

今のところ、そういった卒業された協力隊の方に対しての報酬といったところについては、考えておりません。それぞれ自分の道を歩んでいたいただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

その他。

南澤委員。

○南 澤 委 員

今のお話を伺っておりますと、現場で商品開発したりするというような地域おこし協力隊、今回、考えてらっしゃるのかなと思うんですけれども、これまで来ている隊員だったり、その他、地域で活躍されてる方々を統括しながら、まとめながら、無印さんとの協力関係も築いていくというような流れになるかと思うんですけれども、そういった場合に、特に東北のほうで、まさに無印良品が道の駅の指定管理をされている中で、地域プロジェクトマネジャーという、地域おこし協力隊よりも一つ報酬も高く、できることも多いような制度があって、そちらの方を利用して地域づくり、地域との連携を図っているという事例もあります。

そういったお考え、地域おこし協力隊ではなくて、地域プロジェクトマネジャーを検討されたかどうか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

地域プロジェクトマネジャーにつきましては、この間、協議のほうはしておりません。

まず、地域おこし協力隊ということで、一緒になって取り組める方を募集していければというふうに考えておるところでございます。

さらに、先ほど言われますように、そのような、これまで卒業された、そういった協力隊の皆さんの核となって、そういう、皆さんがつくられた商品等々を広く広めていく、そういうような立ち位置で取り組んでいただければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋 田 委 員

13ページの、外郭団体等の工事請負費についてお伺いするものです。

それで、市民の方のほうから単純な質問なんですけど、良品計画が来ることは、いいことなんじゃないかなという声は聞くんです。

ところが、来ることにつけて、3,300万円の改修工事を市が何でやるんだろうかという単純な質問を、私にも何度かされる人がいました。

それで、私なりにこの資料を頂いてから分かったことですが、包括連携協定を結んで、この協定の中に、出店について支援を行うということが書いてございますけれども、市長が無印と、その良品計画とこういった協定を結ばれるまでに、そうしたテナントの改修部分についてはきちんとうちがやりますから、ぜひ、うちに来てくださいということをその協定を結ぶまでに、そういった話でこのことが決まって、3,300万はその後のことなんですけど、そういう話を既にきちんとされててこの3,300万で改修をやろうということになったのかどうかを、まず1点、お伺いしたいんですが。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 ちょっとうまく答えられるか自信がないんですが、一般的に企業誘致を行う場合、その環境を整えるというのは、各自治体がやるものだという認識を持っています。本件についても、そのように対応します。

例えば向原駅にあるラポート、レンタルオフィスですね、サテライトオフィス、あそこも市が整えてるはずですし、ほかの工業用地も市が土地を買収したり、何なら田んぼだったところを埋め立ててというのも、市の負担でやる例は、よくある話だと思います。ですので、おっしゃるとおりです。

○石 飛 委 員 長 秋田委員。

○秋 田 委 員 何でもこういうことを聞くかということ、やはり市民は中身が分からずに聞いてこられるわけだから、私たちも、いわゆる説明責任を果たさなきゃいけないという中では、うかつな話はできませんし、そうした方針で物事を進めていくということは、私は理解してるつもりです。

だから、そういうふうに戻していこうと思うんですが、もう1点、であるならば、この良品計画がこっちに出店するのに包括協定を結ばれてるんですが、負担のほうの、単純に事業効果ですか、事業効果のほうもここに説明はされてるんですが、3,300万かけても、470万ですか年額、一応、改善が図られるんですよということで、単純に7年かかればそのかけたお金だけは返ってくるんじゃないかと、返ってくるというのが正しいかどうか分かりませんが、そういうことになるんだろうという事業効果ですね。

ところが、市民がおっしゃる、その方がおっしゃるには、じゃあ、その途中で取る手を引くということがあるんじゃないかというような心配をされるわけなんです。私は説明を受けたのでは、向こうも1億1,300万のうちの8,000万は投資をされるわけだから、そんなことはないでしょうが、そういったことをこの包括連携協定書ですか、この中に、そんなことの協定は、もう7年はきちっとやるんですよとか、やりませんよとか、そういったことはきちんと協定で結ばれてるんでしょうか。内容のことな

んですが。そういう協定ではないんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

そういう期限を定めた協定ではございません。そういった今後、もし入っていただくということになれば、別途契約のほうを進めていくということになっております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

今、別途契約という話があったんですが、一般的に事業投資をする場合、企業は成功を前提で投資を行います。今、秋田議員がおっしゃったとおりですね。で、自らが8,000万費すわけですから、6年どころで撤退したら完全な赤字で、しかも撤退する暁には、元に戻さないといけなわけですよ。これは、そういう取り決まりになってます。

となると、この6年、せめて10年、20年ぐらいのスパンで事業をやるのが大前提になっていますので、そのようなケースは想定していません。

○石 飛 委 員 長

秋田委員。

○秋 田 委 員

大体、理解をさせていただいて、私もそのようには考えているんですが、答弁を市民にね、説明責任を果たすときに、うかつなことは言えないというのは、そういうことなんで伺いました。

それで、何よりもこの効果は、そこの店の効果だけじゃなくて、安芸高田市にどういった効果があるかということも、当然今から期待していくんですが私、一般質問のほうも出させていただいておりますので、そっちのほうはそっちのほうで、まず聞かせていただきたいというふうに思います。終わります。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

説明資料の最後のページの、無印良品関係なんですが、事業効果として、振興費が改修後120万、これ、売上げの1%ということなので、売上げを1億2,000万で想定してるのかなと思うんですが、この数字、正直、かなり強気なんじゃないかなという印象がありますが、この数字の試算っていうのは、株式会社良品計画のほうから出された数字なんでしょうか。それとも、こちらで試算した数字なんでしょうか。

○石 飛 委 員 長

松田課長。

○松田商工観光課長

この数字でございますが、良品計画のほうに聞き取りをさせていただく中で出てきた数字でございます。

以上です。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

山本数博委員。

○山本(数)委員

良品計画が、もう来ることにしての議論が今、なされよるんですけど、この説明資料の5ページ、6ページ、7ページを見たら、どういう形で賃貸契約をしたということが、まず、ないんですね。

で、賃料が幾ら、何が幾らいうて、試算がされとるんですけど、道の駅あきたかたの、あの建物は公有財産じゃないかと思うんですよ。公有

財産の賃貸をする場合は、まず、公募の必要があったんじゃないか。

地方自治法の234条、契約の締結というのがありますが、これらとは、どういう整合性があるのか見えんのですね、この説明資料じゃ。その辺をお聞かせください。

○石 飛 委 員 長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 まず、この契約のほうについては、道の駅、第3セクターの三矢の里あきたかたと、無印良品計画さんのほうが契約を締結するというふうなことになります。市と良品計画が契約をするものではございません。

テナントの公募につきましてはこの間、こういう協定のほうを結ばせていただいておりますので、そうした協定から鑑み、良品計画さんのほうと協議・調整のほうを進めてまいりました。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の説明では、建屋は第3セクターの建物だと。テナントは、誰の持ち物なんでしょうか。今の説明では、地方自治法234条、全く関係ないというふうにしか聞こえなかったんですが、そこはどうなんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 道の駅三矢の里の、会社のほうに指定管理を出しております。

建屋は安芸高田市の建屋です。それを管理していただいているのが、道の駅三矢の里あきたかたというふうになっております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 テナントはどうなんですか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 テナントにつきましては、テナント料が入ってるのも三矢の里あきたかた、そちらのほうの会社のほうが一括して徴収、賃料でありますとか、共益費、振興費のほう、そうしたところの料金のほうは、三矢の里あきたかたのほうで徴収をしております。

その三矢の里あきたかたが、その管理運営を一括して担っておると。で、その中にテナントとして入ってるのが広島駅弁でありますとか、J Aになっております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 指定管理を委託しますよね、指定管理をやりますよね。その相手には、もう中に入ることは、全て市から手が離れて、全部指定管理者に一任されとるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 今回の出店の話があるということにつきましては、株式会社道の駅あきたかたの理事会を通じて、前の広島北部農業協同組合にあります、今のJ Aのほうになりますが、そちらと株式会社広島駅弁当との協議を行っていただいております。

以上です。

○石 飛 委 員 長

はい。

○山本(数) 委員

指定管理計画の中で、その公有財産の貸付についても、指定管理の契約の中で、もう委託がしてあるんでしょうか。

指定管理者は、誰かれ言うことはない人に貸してもええようになるんですか。

○石 飛 委 員 長

森岡産業部長。

○森岡産業部長

指定管理者のほうがそういったテナントを選定したりとか、そういった裁量は持っております。

ただ、むやみやたらに選んだから、これをテナントとして入れますというふうなことではなくて、やはり市との協議、こういうものをテナントとして入れたいんで、市のほうでどう思いますかというような協議は必要となってきます。そういった手続も行っております。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

大事な論点が抜けてるんですけども、指定管理は3セクです。道の駅三矢の里あきたかた、その株主があります。なので、それらの了解の下、テナントは選ばれてます。市の一存とか独断で決まるものではありません。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数) 委員

どうも理解できんですが、市は指定管理者にその施設を貸しますよね。そのときの契約があると思うんですよ。

その契約の中に、指定管理者に、その施設そのものを全て御自由にどうぞ言うて貸すように契約してあるのか、それとも、その契約の中には、やっぱり公共施設なんで、手続については協議することとか、そういうようなことも一言があってもしかるべきじゃ思いますけど、その指定管理をした分の契約書の写しを、ちょっと説明の中によっでは出させていただきたいと、こういうふうに思うんですね。理解できんところがあるんです。

まず、その説明ができるんなら、説明してください。

○石 飛 委 員 長

石丸市長。

○石 丸 市 長

もう一度、ゆっくりとお伝えをします。

指定管理は3セク、株式会社が行っていますので、株式会社のルールにのっとって事業は運営されます。ここまでで分かりますよね。

ちゃんと勉強してきてもらってよろしいですか。株式会社とは何ぞやと。

○石 飛 委 員 長

整理します。

山本数博委員は、市と第3セクターの三矢の里道の駅と、その指定管理契約は、どのような指定管理契約になってるかというお尋ねですね。

その辺を、執行部のほうへ説明の答弁をお願いします。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時30分 休憩

午後 2時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。

答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 先ほどの指定管理の、道の駅との基本協定書、この協定書の中には、いわゆるテナントについての取扱い、こういったものは明記したものはございません。

ですから、先ほど市長が答弁をしたように、株式会社道の駅の株主総会の中で決めていくということが基本となります。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 株式会社道の駅の株主総会で、それらは貸したりするというのは自由じゃないって、今、回答があったような気がするんですが、何でもどうぞ言うて、公共施設を貸すようになってるんですか。

どのようにされてもいいですよと、何か書き物があるでしょう。

言えば、又貸しの話なんですよ。

○石飛委員長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 又貸しという考え方ではございません。あくまでも、テナントとして入っていただくということでございますので、ちゃんとテナントとしての契約を交わして、賃料を払っていただくということでございます。

○石飛委員長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、良品計画というのは、全国的に有名な会社が入るいうところなんです。すが、似たような会社が、私にも言うてくれたら入ったのにいうのが出たときに、一企業を優先して、第3セクターが入居を許可しとったと、こういう結果になると思うんですよ。

そうしたときに、地方自治体の公共施設を貸し付けるときには、地方自治法で契約とというのが載ってますよね。御存じだろうと思いますけど。

そこら辺は、異議があったときには堂々と、いや、第3セクターが決めたことですから、それはしょうがないんですよと、こういうことが言えるようになってるんでしょうか。

決め事がないなら、ある程度、そこが必要だと思うんですけど。

○石飛委員長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 ちょっと私、反問権、使えんのですけれども、問うておられることが、ちょっとはつきり私、理解できてないんで、答えるために、ちょっともう少し詳しく質疑をいただければと思います。

○石飛委員長 一応、再度、山本数博委員。

○山本(数)委員 地方自治法ですね、公有財産の貸付けをするといったときには、契約の締結いうて、234条に、売買賃貸請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約またはせり売りの方法により締結するものとするというふうに、公有財産を貸し付ける場合は、この契約いうところで、うたってあるんですね。見た限り、良品計画を、もう1社に定めて、この会社に決めた、と、こういう結果になつてますよね。そうしたら、

公の施設の運用から言うたら、随意契約になろうと思うんです。

じゃあ、随意契約の条項を見たら、どこに該当するのかなということになるんです。そこのところは、地方公共団体と指定管理者が契約しとるんで、地方公共団体から手が離れとると。もう管理者が自由にしてもええんじやというふうに答弁を繰り返されるような気がしよるんで、この地方自治法の契約との関連は、公共施設を貸し出すとの契約の関連は、どういうふうに市のほうは考えとるんかいいうところを聞かせていただきたい。

以上です。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

あの道の駅という施設は、今、おっしゃるとおり、市の資産です。建物です。なので、第3セクターである道の駅三矢の里あきたかた株式会社です。ここに貸してます。それが今、おっしゃった地方自治法にのっとった対応です。そこまでです。市は。そこから先は、3セクが株式会社としてテナント業をやり、どこかいいところと呼ぶと、入ってもらいと、そういう意思決定をされてます。

同じこと3回言いましたけども、変わりません。

○石飛委員長

山本数博委員。

○山本(数)委員

私も同じことを繰り返しよんですが、今の市長が言われる部分が、市と指定管理者との間に、全くそういうことが書いてないのか。御自由にどうぞいうて書いてあるのか。人に貸すときは、こういうふうにしなさいって書いてあるのか。何かあるはずですよ。でも、書いてないけ、もう貸したんじゃけ、指定管理者の自由なんですいうて、今、市長、言われるように聞こえるんですけど、それはそれでいいんですか。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

新聞までこぞって、ありもしないところに疑義を言ってくるので混乱するんですが、今、私が申し上げたのが全てです。

公共施設を株式会社が運営をしています。その中身については、株式会社が意思決定を行います。その株式会社というのは、3セクなので、市も当然、無関係ではありませんが、直接的に事業者は3セクです。

その道の駅の契約というのは、私が市長に就任する前の話ですが、当初、当時はそれでよしとされたんじゃないんですか、皆さん。多くは。

それにのっとって、私は対応を続けています。

もし、それがおかしいと言うのであれば、今、既に入っている事業者についても疑義を呈するという話になろうかと思います。

○石飛委員長

田邊委員。

○田邊委員

ちょっと関連するんですけれども、三矢の里あきたかた設置及び管理条例の第4条の中に、道の駅は次に掲げる事業を行うものとするのは、5項目あると思うんですけれども、あくまでこの5項目の範囲の中で、株式会社がそれを選ぶというものなのか、もう株式会社が決めるのだから、その5項目から外れてもいいよということなのか、そこをちょっと教えてください。

- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 すみません、そこにつきましては、産直とレストランと休憩情報発信棟、その他、市長または指定管理者が定めた施設の区域ということになります。
- 以上で終わります。
- 田 邊 委 員 もう1回、よろしいですか。
- 石 飛 委 員 長 再度、質疑をお願いします。
- 田 邊 委 員 設置管理条例第4条道の駅は、次に掲げる事業を行うものとする、中に5項目、こういった事業をしてくださいねということが書かれております。
- 先ほどおっしゃった株式会社がテナントをどういった業種であるかを自由に決めれるというお話だったんですけども、あくまでこの第4条ののった中の業務の中で選ぶのか、また、もうそこは、もう株式会社が自由にこの業者、この5項目に外れてる事業内容であっても自由に決めれるのか、どちらが優先順位として高いのかっていうのを教えてください。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 こちら、第4条のところになりますが、基本的には、この中に入ってくるものになるかというふうに思います。
- そうした中で、今で言えば、(3)の地域の物産及び飲食物の販売に関することであるとか、やはり地域の情報発信に関すること、総合的に考えても、そういったところも挙げることができるんじゃないだろうかというふうに思っております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 同じく、道の駅の設置管理条例の中のことについてお伺いします。
- 16条に指定管理者が行う業務とありまして、今回のテナント、良品計画との契約に関することというのは、(4)の道の駅の設置目的を発揮するための事業というような理解でよろしいのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 第4条の設置目的を発揮するための事業に関すること、それを言ったところになるんじゃないだろうかというふうに思います。
- 今回の良品計画のほうに入ってくださいということになれば、やはり全体的なポテンシャルも上がってくるんじゃないだろうかというふうに考えてもおります。
- 以上でございます。
- 石 飛 委 員 長 その他、質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南 澤 委 員 とはいえ、公がつくった施設であるというところで、やはり公正かつ透明な選考プロセスというようなものが必要ではないかなと思うんですけども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 石丸市長。

- 石 丸 市 長 4回目の説明になるんですけども、さっきと同じ答弁になりますが。
 どういう観点で、質疑をされてらっしゃるのでしょうか。
 株式会社はどうさせろという御見解なんのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 よろしいですか。
 南澤委員。
- 南 澤 委 員 これまで公募をせずに、市が所有する、あるいは市が出資する施設へ
 企業誘致を行った事例というのは、ございますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
○松田商工観光課長 ありません。
 以上です。
- 石 飛 委 員 長 補足説明、ありますか。
 松田課長。
- 松田商工観光課長 補足で説明させていただきます。
 指定管理のほうにつきましては、公募のほう、しておりますが、その
指定管理の中に入っているテナントさんについては、基本的に公募であ
りますとか、その指定管理を受けている組織がテナントを入れておると
いう状況でございます。
 以上です。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 例えば、同じ道の駅の北の関宿があります。あちらにコンビニが入っ
 てるかと思うんですけども、入ったときのプロセスっていうのは、ど
ういったものだったのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
○松田商工観光課長 北の関宿のコンビニにつきましては、指定管理をしております神楽
 門前湯治村のほうの直営となっております。フランチャイズですね、い
わゆる。
 以上でございます。
- 石 飛 委 員 長 その他、質疑はありますか。
 田邊委員。
- 田 邊 委 員 すみません、ちょっと質疑が戻るんですけども、以前、頂いたこの資
 料、良品計画との包括連携に係る協定の中で、ちょっとページ数、打っ
てないんであれなんですけど、暮らしの相談窓口を設置予定という項目
があります。
 先ほど、ちょっとお話で、協力隊員にいろんなことをやらせたいとい
う部分なんですけど、この暮らしの相談窓口の業務内容、観光案内や移
住起業支援、新規就農者相談窓口などは、ここはもう、協力隊は一切関
知しないということでよろしいのでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
○松田商工観光課長 こちらのほうにつきましては、当然、協力隊のほうにも協力のほうを
 していただきたいというふうには考えておりますが、詳細につきましては、今後、良品計画のほうと調整を進めながら、連携ができればという
 ふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

いただいた市民の声の中から、民業圧迫をする可能性があるんじゃないかという御指摘もありまして、こういった御指摘について、行政としては、どのように捉えてますでしょうか。

○石飛委員長

石丸市長。

○石丸市長

一般的に、3セクは民業、民間の力をという観点なので、市が直接経営しませんので、同じ土俵に上がるとは思いますが。

先ほど来、お話ししていますけども、波及効果という観点では、段違いにメリットが大きいと評価をしています。

○石飛委員長

南澤委員。

○南澤委員

大分前に戻って恐縮なんですけど、説明資料の5ページの2、協定による今後の事業展開のところの(1)で、地域経済拠点づくりに関する事項の説明の中で、近隣の無印良品店舗との流通が開始されることによって、最終的には、ここ、市民の利便性の向上が期待されるとあるんですけども、無印の流通が開始されると、市民の利便性が向上されるというふうに読み取ったというか、そういうふうに説明されたというふうに聞こえたんですけども、ちょっとその相関関係が分からないので、その辺りの説明をお願いします。

○石飛委員長

森岡産業部長。

○森岡産業部長

この拠点間の連携が図られ、市民の利便性の向上が期待されるというところでございますが、その下に、三つ、これから開業するところが書かれております。

2023年6月にはゆめテラス祇園店、2023年11月にはフレスポ三次プラザ、そして2023年12月には道の駅三矢の里あきたかたを考えさせていただいておるところで、これが全て国道54号線沿いに位置しております。

ゆめテラス祇園店、それから、フレスポ三次プラザの間に道の駅三矢の里あきたかたがございます。

さらには、商工センターのほう、西区のほうに大きな店舗がありますけれども、そちらから1本の線ですずっと流通が流れていきます。

道の駅三矢の里あきたかたについては、間を通るということで、あきたかたのほうに必要なものが降りて、また先に行く。

それから、三矢の里あきたかたでつくったものが、それによって拡散していくと、そういったことです。

さらには、ウェブ等でいわゆる注文しますよね、ネットショッピング。そうしたものが道の駅三矢の里あきたかたで受け取ることができる。これは送料は要らないということでございますので、そういったメリットもございます。

そういったところ、まだいろいろとあるとは思いますが、そういったところのメリットがございますということです。

○石飛委員長

その他、質疑はありますか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 昨日の説明の中で、この包括連携協定について、株式会社良品計画の方からプレゼンがあったという説明だったと思うんですけども、市からの提案ではなく、株式会社良品計画からの提案という認識で間違いないでしょうか。

○石 飛 委 員 長 森岡産業部長。

○森岡産業部長 そのとおりです。1月に良品計画のほうからプレゼンをしたいということで、本市のほうへ来ていただいて、計画を聞かせていただいたということでございます。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 今回の、この株式会社良品計画っていうのは、単に出店、お店を出しますっていう話ではなく、いわゆるまちづくりを市と企業が一緒にやりましょうという提案だと思うんですけども、そういった包括連携協定を株式会社良品計画が他の市町、要は広島県内で、他の市町で結んでいるというようなところは、どこかがあるのでしょうか。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 全体では広島県、そして、まだ市町との直接のそういう協定については、今、安芸高田市のみになっております。

今後、良品計画のほうも、県内各地のそういった市町との連携を図りながら、広島県にそういった流通網を拡大させていきたいという旨は伺っております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 昨日の話で、12月のオープンを目指すというお話だったんですが、協定内容がどの程度のものかはちょっと分からないんですけども、昨日の専決処分が不認定となりました。

もし、今回、この予算が通らないということで、このスケジュールがずれたときには、この話はなかったことになるんですか。それとも、延長してでもやるという話になるのか、この3,300万の費用を株式会社良品計画が負担してでも進めるということになるのか、そこを教えてください。

○石 飛 委 員 長 石丸市長。

○石 丸 市 長 現時点では分かりません。12月開業を前提に、様々な協議をしてきました。それに基づいて、計画を立てています。

先ほどの、ちょっと答弁で、もうちょっと言ったほうがいいなと思ったのが、提案は向こうから、もちろんいただいたわけなんですけども、絶えず、昨日もこれ、お話ししましたが、道の駅という事業の採算を改善しなくちゃいけないというのは、市として大きな課題としてありました。

最初は、これも言いましたが、出店の意向はなかったんですね、先方に。それでもなお、ここに根を下ろしてほしいというのは、こちらから

の当然の願いであり、一刻も早く開業してもらって、道の駅の採算を改善しなければならない、改善すべきだと。これは市として明確な意思を持っています。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 12月オープンに向けて手を尽くすというお答えだったんですけども、どこまで契約をされてるかは分からないんですが、もし、これがずれ込んだとき、例えば、その分、昨日の話では、1月、2月になると売上げが落ちるから、どうしても12月というお話だったと思うんですが、もしそうなった場合、12月オープンに向けて動くという契約であるならば、極端な話、損害賠償請求をされるおそれもあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 質疑に対して答弁を求めます。

小野課長補佐。

○小野商工観光課課長補佐 損害賠償請求に関しては、基本的には出ない、そういうような対象にならないと思います。

現在、うちのほうで締結しているのは、賃貸借契約、まだ、これ自体は契約は締結しておりますが、契約的なものは発生しておりませんので、現状では出ないと想定しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑は。

南澤委員。

○南 澤 委 員 一般的にテナント契約を結んだときは、契約期間や解約、退去する際の条項などを定めると思います。

現在、その契約については、これからだということなんですけれども、現在、J A産直市のほうとレストランのほうで、どのような契約を結ばれているのかをお答えください。

○石 飛 委 員 長 松田課長。

○松田商工観光課長 詳細なところにつきましては、ちょっとこちら、手持ちの資料を持ち合わせておりませんが、基本的には、道の駅三矢の里あきたかたとJ Aでありますとか、広島駅弁、そうしたところが契約のほうを結んでおることになっております。

以上でございます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 今回の協定に際して、今、工事費3,300万というのは、初期投資ということになるかと思うんですけれども、恒常的に発生するような費用というのはございませんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 南澤議員、恒常的に発する維持費は誰が負担するかっていうのは、誰との話でしょう。

○南 澤 委 員 良品計画が来ることによって、市が恒常的に負担をするような経費が出てくるかどうかということについて。

- 石 飛 委 員 長 質疑で。
- 南 澤 委 員 はい。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 今、先ほどの質疑のほうですけど、恒常的にそういった経費が発生するかといえば、そういったところ、今、ないというふうに考えておりますが、光熱費でありますとか衛生費、そうした保守管理でありますとか、そういったところの経費については、当然、良品計画のほうからも案分で支出いただく。そして、その費用で道の駅全体を賄う経費の一部に充てていきたいというふうに考えておりますので、そこに対して経費をどんどこかけていくということは、現状、考えておりません。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 よろしいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南 澤 委 員 15ページ、企業立地推進事業費の企業支援事業が2件ということだったんですけども、これはどういった業態・業種のものになりますでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 その2件でございますが、電気工事業、また、卸売業の2件の方が助成のほうの申請を上げておられます。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 南澤委員。
- 南 澤 委 員 同じく15ページの観光振興事業に関して、観光情報発信業務委託のところですけども、委託先はどのように選定される御予定でしょうか。
- 石 飛 委 員 長 松田課長。
- 松田商工観光課長 観光振興事業費の委託料198万円の増額の関係でございますけど、こちらのほうにつきましては、解散しました観光協会がやっておりました観光情報の発信のためのホームページ、あきたかたナビの継続でありますとか、その他のSNSでの情報発信などの管理運営業務として計上させていただきます。
- 委託先は道の駅三矢の里あきたかたへ委託するように想定をしております。
- 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 石 飛 委 員 長 質疑なしと認め、これをもって産業部に係る質疑を終了します。
- ここで、説明員の交代のため、15時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 委 員 長 休憩を閉じて、再開します。
 続いて、教育委員会事務局に係る補正予算について、要点の説明を求めます。
 柳川教育次長。
- 柳川教育次長 お願いいたします。それでは、要点の説明をいたします。
 17ページをお開きください。
 説明欄の中段、教育総務管理費105万3,000円の増額の主なものは、高宮町川根の教職員住宅処分に伴う分筆業務等の委託料を増額するものでございます。
 次に、子どもの学び充実事業費184万2,000円の増額は、中学校生徒を対象にした学習ソフトの使用料を増額するものです。
 続いて、小学校施設及び中学校施設の設備等管理整備事業費の増額は、消防設備等の点検結果による学校施設の修繕料をそれぞれ増額するものです。
 最後に、体育施設維持管理費136万9,000円の増額の主なものは、指定管理施設への予約システム導入経費と吉田町大浜運動公園の施設解体工事に伴うアスベスト調査費用等を増額するものです。
 以上で説明を終わります。
- 石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
 南澤委員。
- 南 澤 委 員 まず、歳入についてお伺いします。
 11ページ、国庫支出金の教育費国庫補助金が1,010万円が減額になって、これが市債の教育債として付け替えられてますが、こちらの経緯、理由をお伺いいたします。
- 石 飛 委 員 長 内藤課長。
 ○内藤教育総務課長 減額の理由ですが、これは吉田小学校の体育館の改修のため、補助金を申請しておりました。
 6月に国の交付決定を受け、それが減額になったことによって、その減額部分を小学校債へ財源組替えを行ったものです。
 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
 南澤委員。
- 南 澤 委 員 17ページ、学校教育振興費の、先ほどの子どもの学び充実事業費システム使用料で、中学校の学習ソフトということだったんですけども、この点について、もう少し詳しくお聞かせください。
- 石 飛 委 員 長 津賀山課長。
 ○津賀山学校教育課長 今回、導入を計画しているものは、中学校生徒が1人1台端末C h r o m e b o o k、あるいは自宅のパソコンを利用して学習できる I C T教材となります。
 以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

- 金行委員。
- 金 行 委 員 17ページが一番下の委託料の件で、体育施設のアスベストの工事ということで、アスベストということが出たんですが、工事代を撤去いうことを聞いたんで、その内容をお知らせください。
- 石 飛 委 員 長 児玉課長。
- 児玉生涯学習課長 当初予算に計上しておりました大浜運動公園に係る建物の解体・撤去に係るアスベストの件です。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 先ほどの学習ソフトのところを、ちょっと詳しくお伺いします。
これまでなかったものを新たに追加するというお話なのかと思うんですけども、その必要性はどういったところにあるんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 津賀山課長。
- 津賀山学校教育課長 まず、狙いとしましては、生徒が学校や家庭で1人1台端末などを活用して、学習に向かう時間を増やす、そういった狙いがございます。
以上でございます。
- 石 飛 委 員 長 南澤委員。
- 南 澤 委 員 先ほどの高校のところで出てきたんですけれども、これ、1人当たり単価、1人1台当たりライセンス料になるのかなと思うんですけども、幾らほどかかるものでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 津賀山課長。
- 津賀山学校教育課長 今回の事業の対象は、市内中学校全学年、全生徒です。
補正予算の算出基礎となる単価は、業者見積りによりますが、1人当たり税込2,970円です。
以上です。
- 石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
- 熊高委員。
- 熊 高 委 員 教育費の教育総務管理費の委託料、不動産鑑定業務並びに分筆測量業務、これを委託した後の進め方は、どのようになるんでしょうか。
- 石 飛 委 員 長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 土地について、公道用地等が含まれておりますので、まず、売却処分するために、売却土地を分ける必要があるため、これを分筆委託料に出します。
その後ですが、安芸高田市の普通財産売払要綱に基づいて、事務を進めていく予定です。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 どのくらいの期間がかかるんですか、それは。
- 石 飛 委 員 長 内藤課長。
- 内藤教育総務課長 二、三か月程度かかると予定しております。
- 石 飛 委 員 長 熊高委員。
- 熊 高 委 員 その後、普通財産にして、その後の方向性というのは、どのように考えていかれるんですか。
- 石 飛 委 員 長 再度、答弁を求めます。

- 内藤課長。
 ○内藤教育総務課長 普通財産の売払要綱に基づいて、売り払う手続を進めていきます。
 ○石飛委員長 ほかに質疑はありませんか。
 [質疑なし]
 ○石飛委員長 質疑なしと認め、これをもって教育委員会事務局に係る質疑を終了し、全ての審査を終了します。
 ここで、執行部退席のため、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 3時23分 休憩

午後 3時32分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石飛委員長 休憩を閉じて、再開します。
 議案第62号に対し、山本数博委員と山本優委員から修正案が提出されております。
 修正案と議案第62号を併せて議題とします。
 修正案について、提出委員の説明を求めます。
 山本数博委員。
 ○山本(数)委員 修正案について説明いたします。
 お配りしております1ページ目から、朗読しながら説明していきたいと思います。

議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案の提出について。

上記の修正案を、地方自治法第115条の3及び安芸高田市議会会議規則第99条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月7日、予算決算常任委員会委員長石飛慶久様。提出者、安芸高田市議会議員山本数博、同じく山本優。

次のページを御覧ください。

別紙になりますが、議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」に対する修正案。第1条中、「3億6,708万3,000円を3億3,408万3,000円に改める。総額205億7,005万3,000円を205億3,705万3,000円に改める。

第1表歳入歳出予算の一部を、次のとおり改める。第1表歳入歳出予算、米印で抹消したのは原案、その上に記載したのは修正案である。歳入、款、項、補正前予算額、補正予算額、補正後予算額のように読ませていただきます。

19繰入金。補正前予算額15億7,956万7,000円。修正前は、1億3,049万7,000円。修正後はその上段、9,749万7,000円。

補正後予算額。修正前は17億1,006万4,000円。修正後は、16億7,706万4,000円。

項の3、基金繰入金。補正前予算額、10億5,956万1,000円、補正予算額、修正前は1億3,049万7,000円、修正後は9,749万7000円。補正後予算額は、修正前は11億9,005万8,000円、修正後は11億5,705万8,000円。

歳入合計ですが、補正前予算額は202億297万円。補正予算額、修正前が3億6,708万3,000円。修正後は、3億3,408万3,000円。補正後の予算額、修正前205億7,005万3,000円、修正後は205億3,705万3,000円。

歳出についてですが、やはり款、項、補正前予算額、補正予算額、補正後予算額の順で説明いたします。

款の2、総務費。補正前予算額、37億8,665万3,000円。補正予算額。修正前、5,828万3,000円。修正後、2,528万3,000円。補正後予算額、修正前、38億4,493万6,000円。修正後、38億1,193万6,000円。

項の1、総務管理費。補正前予算額、34億8,770万円。補正予算額、修正前、5,828万3,000円。修正後、2,528万3,000円。補正後予算額。修正前、35億4,598万3,000円。修正後、35億1,298万3,000円。

歳出の合計。補正前予算額、202億297万円、補正予算額修正前、3億6,708万3,000円。修正後、3億3,408万3,000円。補正後予算額。修正前、205億7,005万3,000円。修正後、205億3,705万3,000円。

次のページが、歳入歳出予算事項別明細書ですが、ページが打ってないんですが、右側のページの詳細で説明させていただきます。

一番上、2の歳入、19款繰入金、3項基金繰入金、目5地域振興基金繰入金、補正前の額、9,169万円。補正額修正前、3,750万円、補正額修正後、450万円。合計の欄、修正前、1億2,919万円。修正後、9,619万円。

節項1、地域振興基金繰入金、修正前3,750万円、修正後、450万円。説明欄ですが、地域振興基金繰入金の減額したものです。3,300万減額したものです。

歳出。2の款、総務費、1項総務管理費、目12自治振興費、補正前の額、1億7,259万4,000円。補正額修正前、3,430万円、修正後130万円。合計の欄。修正前2億689万4,000円。修正後、1億7,389万4,000円。

補正額の財源内訳ですが、特定財源、その他のところですが、修正前3,750万円。修正後、450万円。一般財源、△の320万円。節の欄ですが、14節の工事請負費、金額修正前、3,430万円、修正後、130万円。3,300万円の減額であります。

説明欄、地域振興に要する経費。修正前、3,430万円、修正後、130万円。

外郭団体等運営指導事業費。修正前、3,430万円、修正後、130万円。

14、工事請負費。3,430万円。修正前ですね。修正後、130万円。

単独事業費3,300万円。修正前、3,300万円、修正後、0円。

以上であります。

提案理由を申し上げます。

この度の修正は、道の駅三矢の里あきたかたへの良品計画の誘致に伴う施設改修工事費を削減するものであります。

本件の企業誘致に当たって、改修設計費を専決処分により予算が組まれ、執行されています。

この度の補正のこれだけの予算を伴う誘致事業なら、臨時議会を開催し、企業誘致に至った経緯を含め事業効果を説明するなど、一定の行政

手続を行う必要があったと思います。

しかし、昨日の専決処分による設計費の補正予算についての質疑応答の中で、臨時議会を開催する時間がなかったと判断するに足る回答はありませんでした。

このような中での補正予算の改修工事費を認めることは、市行政の一方的な執行を容認することになります。

この度の事象は、地方自治法で示されている二元代表制の根幹を揺るがす事態になり、本市における議会制民主主義は崩壊することになると思います。

この度の誘致が市にとって有益と思われても、地方自治法に沿った手続を踏まえて行うべきであり、これらは欠落した手続での補正予算を認めることはできません。

よって、当該予算を削減する修正案を提出するものであります。

以上、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 今の提案理由の説明の中で、臨時議会を開くべきだった、昨日、専決の件の話がありましたが、それは昨日の専決で結論不承認という形で結論は出ているかと思います。

地方自治法に沿った手続をすべきというお話なんですけど、今回のこの議案で、どの部分が自治法のどこに抵触するとお考えでしょうか。具体的にお答えください。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 一般的に、執行部は事業執行の場合は、議会に予算を提出して、議会はその予算を議決するという、こういうしきたりになっておりますよね。

これだけの大きな事業を、もう来るようになったんじゃけ、設計費は議会へかけずに専決処分で、誘致に当たって執行してしまつとる。

こういうことは、執行部は予算を議会にかけて、事業執行するというのは、基本に地方自治法に書いてあります。

誰が読んでも理解できると思いますが、それで説明が十分に足りると思いますが。

以上で説明を終わります。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 専決についての説明は、それでよく分かるんです。

専決はそれで分かるんですけど、今回の議案で、第62号について修正を求める理由をお伺いしております。自治法のどこに沿ってないというふうにお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 執行部の事業の執行と議会の承認という手続は、地方自治法には明記してありますね。

これだけの事業の融資で、この度の補正予算について審議をする、ど

うのこうの言うところじゃなくて、執行部がこれだけの誘致事業を企画した、この企画した事業の執行に当たっては、それぞれの予算が出てくる状況の中で、議会を開いて説明をしながら議決を得るというのは、地方自治法に書いてあります。

それが、専決処分しただけのそこを指しておるんじゃないくて、一定の議会との説明と承認を得ていくという手続がされてないということを、私は言っとるんです。それで理解していただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長

南澤委員。

○南 澤 委 員

専決に係る、どこが問題なのかというのは、ちょっと分かったんですけど、この議案について、どこが自治法に違反しているかというのは、明確に説明はされなかったと認識をしました。

加えてですが、市にとって有益でもというふうな発言がですね、提案理由の中で述べられています。

市にとって有益であれば、法を犯していいわけではないと思うんですけど、でも、具体的にどの法を犯しているのかという質問に対しては、具体的な回答はございませんでした。

有益で具体的に法に反しているのであれば、進めるべきだと思うんですけども、その辺り、いかがお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数)委員

ちょっと条文を忘れましたけど、地方自治法の96条じゃなかったですかね。議会の議決権というのがありますね。

私は、その議決権を無視した、この事業執行だというふうに言うつもりでおりますし、議会の議決権を、補正予算に関わるんじゃないくて、この大事な企業誘致をしていく過程の中での議会の議決権を得るべきじゃなかったかということを今、言いやるわけですね。

今、昨日から今日への、今日の、補正予算の説明の中にあって、何か400万円ぐらい有益なんだというような説明がありました。じゃあ、それだけ安芸高田市にとって、立派なんなら、専決処分をする前に、企業の誘致があるということの説明をした上で、それには設計費を伴うんだと。この事業の執行をやっていくためには、まず、設計を組ませてくれと。後に、それで出たものについて、施設の改修費がどうなるかも分からんとかいうようなことの、企業誘致をするための臨時議会をやるべきであった。

執行部は議決権に対して説明を十分果たしたと。議決権を持つとる議会は、その流れに沿って、この補正予算を迎えたというんなら分かるということです。

以上、説明を終わります。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員

先ほど、この予算について質疑がありました。まちづくりをする上で、この包括連携協定に関して、安芸高田市の地域資源の部分と暮らしの相談窓口の部分、協力隊に関わっていただきたいという答弁があったと

思います。

今回、この予算の修正案には、この工事費のみであり、実際そこに良品計画が来たときの、業務に関わる人件費に当たるであろう協力隊員の部分の予算は全く触れられてないという部分で、もし、これで、この修正案が可決されて、良品計画がそこに不出店されなくなった場合、この協力隊員の仕事がなくなるということも考えられると思うんですけども、そこに対しての修正は一切されてないというので、どのようにお考えなのか教えてください。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今日の、協力隊員の2名の方は、もう雇うたいという説明じゃなかったと思うんですね。良品計画が来ると、来るんなら2人を雇って、その支援活動を、市としたらやっていきたいんだと、こういう説明だったと思う。

元ができんのなら、それは中断したらいいんじゃないかというふうに思いますけど。

以上です。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 まだ雇ってないのでというのは、おっしゃるとおりなんですけれども、ただ、山本数博委員は、割と、2人目の副市長の件で、人がいないのに予算があるのがおかしいという形で修正案を出されたと記憶しております。そういった方が、仕事がないのに、その人件費だけ残しておこうという考え方が、ちょっと僕には理解できないんですけれども、どういうふうにお考えで、そこを残されたのかなというのを教えていただきたいです。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 執行部が執行しよう思うても、できんようになった原因があれば、それに関連する予算は執行ができんいうことですから、次の議会で減額をするなりして、やればええいうように私は思いますんで、関連しとる予算まで全て減額せにやいけんかと、こういうふうには考えておりません。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 先ほどの、ちょっと追加なんですけれども、専決処分を専決にせず、臨時議会を開いてほしかったと、それが、いわゆる自治法の96条における議決権の話だということは理解しました。

それについては同感なんですけれども、この度、不承認にしたことで、執行部側からの何らかの動きがあるはずです。議決権について、ないがしろにしてるんじゃないかということについては、その対応で十分かと思われるます。

本件、議案第62号が市にとって有益であると思うのであれば、もうそちら、議決権の話は不承認の件で対応されるということだと思いますので、こちらはそことは切り離れた形で、賛否、是非を問うたらと思うんですけども、単純に無印良品が来るということについて、どのように

お考えかお伺いします。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 我々は、議決権をもらった議会人として、一定の手続、それをやっばり踏襲して、執行部はそれを守って、理解を求めてやるべきであるというふうに考えておりますんで、それが無いがしろにされた部分で、これはええだろうということにはならんというふうに思います。

やはり、きちっとした、最初からの手続をやられるべきだと、こういうふうに思います。

以上、説明、終わります。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 ちょっと、先ほどの南澤委員の質疑に対しての答弁が、ちょっと僕には理解できなかったんですけども、手続を、確かに臨時会を開くべきだったというのは、非常に賛成といいますか、考えは同じです。

今回、株式会社良品計画の予算というのは、単に出店という話ではなく、まちづくりを市と協力して一緒にやろうという提案だと思うんですけども、こういった企業が市と共にまちづくりをしようという提案そのものは、どのようにお考えかお答えください。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の良品計画の企業誘致が安芸高田市のためになるという思いがあるんなら、その時点で臨時議会を開いて、企業誘致の説明を、るるされて、これの誘致をするためには費用が要するということを訴えながら、まず、最初の費用を我々議会人に理解を求めるとするのは、執行部の手続の手順だと思います。

ですから、手続云々じゃなしに、企業誘致は立派なんじゃけ、手続なんか、そんなに厳しくならんでもええじゃないかというような考え方にはなれん。

じゃあ。それがオーケーなら、専決処分というのは何でもできる。大事なんでやりましたと、こういうことになるんで、企業誘致がただだけ立派なものでも、当局にとってですよ、我々に、その立派だということの、まず説明をすべきで、それから費用がまず、要することについて了解を求めていくと、こういうことが執行部の手続であるというふうに私は思いますんで、それらが欠落しとるんで、民主主義から行っても認められん。こういうふうに思いましたので、修正を出したんだと。

以上です。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 その専決処分の手続がよかったとは、僕も思っていないんです。

ただ、それに関しては、昨日で答えは出てると思ってまして、僕が聞いているのは、その手続云々かんぬんではなく、この包括連携協定をもって、この市と株式会社良品計画がまちづくりを一緒にやっていこうという、そのものが、この62号で先ほど議論されたと思うんですが、それが市にとってというか、市民にとって有益だとお考えなのか、いやいや、

そもそも、この包括連携協定が市民にとって有益ではないと思われているのか、そこをお答えください。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数)委員

書いとりましたように、概略、説明書、読んだら、ああ、有益じゃのというふうに、当局は説明をしたんじゃないだろうというふうに理解した。

自分の400万円ですか、利益が出るような話を書いておりますけど、まず、これだけ有益なんなら、地方自治法に沿った手続をすべきじゃいうのは、頭にある。

地方自治法に沿った手続を本当にされたんか。予算は、導入する、そういういったときに臨時議会を開いて、設計表を承認してくれと。こういうようなのが来るんだと。町にとって有益なんじゃないという説明が、当然、順番から言ったら、されて当然だと思うんですけど、まあ、時間がないんじゃないけ、これぐらいは承認してくださろうと。

手続を臨時議会という議会への企業誘致の説明を省くという、補正のときにその有益性を説明すれば、理解を得られるというふうに、安易に当局は考えたんじゃないかというふうに思うんです。

基本的には、二元代表制で、執行部は事業を企画する、実施する。その流れの中で議会にかけて、了解を求めて事業の執行していくというのは、地方自治法に書いてある基本的な形なんで。

だから、その形をやってないからということで、修正案を出しとるんで、有益だからええんか悪いんかいうところじゃないと思うんですね。

その辺は、有益だったらどうぞやってくださいというふうに、議会はやるべきとは考えてません。以上です。

○石 飛 委 員 長

田邊委員。

○田 邊 委 員

やるべきかどうかではなくて、山本数博委員が、このことについて、有益だと思ってるかどうかだけを聞いているので、そこの手順云々かんぬんではなく、やるタイミングがどうこうではなく、この事業そのものが有益だと感じておられるのか、感じておられないのかを教えてください。

○石 飛 委 員 長

山本数博委員。

○山本(数)委員

一定の手続はされとらんので、有益になるとは思ってません。

今日もちよっと質問したんですけど、指定管理じゃけ、そういうことは、もう指定管理者が決めたということだったんですが、公募したら、他に大手の会社が出てくる可能性もあったと思うんですね。

ただ1社に絞って、自分らは指定管理者に預けとる。指定管理者が決めたことじゃけ、執行部は何も言えんという、こういう取り方でやられたということは、有益な誘致事業とは私は思っていない。

○石 飛 委 員 長

ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員

まず、この修正案が出されたのが6月7日ということですから、6月12日の本会議が始まっていく前の段階ですね。7日というのは、本会議が始まる1週間前の議会運営委員会のときに資料を配られたと、その時点でこの修正案が出されたということになっておりますが、この内容につ

いての説明が十分でないというふうな話をずっとされてきておりますが、今回の説明を聞いて、なお、納得できないというふうに、今もおっしゃってましたけども、とても質疑の内容を聞いて、納得できないということになるというのは、私の感覚では思えませんが、やはり山本数博委員はそうに思われるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 そのとおりです。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 議会に説明責任を果たしてないということですが、これは以前から課題になっております全員協議会というのを開くなり、いろんな形が、通常ならされるわけですけども、これまで議会は全員協議会を受けない、市長の責任だから、市長が頭を下げてきて、謝ったら全員協議会をやるというような発言が多くを占め、そういった中で説明の機会がなくなった。これは議会の責任ではないということですか。お伺いします。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今、熊高委員が言われたことは、私はそんなに思ってませんし、執行部と議会の関係で、私が思ったのは、専決処分をするということ、議会を開くいとまがなかったからしたという。こういう専決処分の力というのは示されておるんですけど、これだけ大きな企業誘致を、市は計画されただろう思うんですね。大きい小さいかは分かりませんが、私からすれば、今日話を聞いたら、大手が来てくれるんじゃないというようなことを言っておられたんで、大きな話だろうと思う。それなら臨時議会を開いて、設計料も要するんだと。だから、こういうような誘致活動だけで良品計画、来るんだと、そういうような臨時議会を開いて説明すればよかったと。そういうことを飛ばしとって、ごめんね、設計費を組んで、修繕費も出しました。3,300万、改修費が要るんです、認めてください。こんな一方的な執行の在り方はないというのが私の考えです。

ですから、熊高委員が言われたような、全員協議会でどうのこうのいうことは、私は考えておりません。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 スケジュールについては、昨日、あるいは今日も含めて、2022年度からの経緯を含めて、ずっと説明されてき、さらには、民間企業とのやり取りの中で、厳しい協議をしてきた流れの中で、こういった専決をするという形、そういった説明もされたわけですが、その辺のスケジュール感、あるいは民間相手の協議というのも山本数博議員は容認できないということでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 そのとおりです。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 昨日の専決で決めておった450万円というものが、不承認になりました。

た。ただ、この効力は残っておりますので、この450万円をどのように今後、していくというのが最善だと、山本数博議員は思っておりますか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 450万円は専決処分で予算をして、もう使うたはず、使用されとるはずです。それがされてないと、この度の修繕費は出て来ないんじゃないかというふうに思うんですが、このたてりは、議会を無視しとるという分もあるんで、私は承認できんと、こういうことで。

今の450万は、もう使われとると思います。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 使ったお金に対する今後の、いわゆる無駄になったお金ということになる可能性があるわけですけども、それはどのように受け止めておられますか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 この450万円が使われとることが無駄なのか、議員として説明ないままに執行されたことが大事なのか。その辺で判断をさせてもらいます。

要は、議会を無視して450万円やったんじやが、その450万円が惜しいから、まあしょうがないの、認めとこうやと。こういうようなスタンスにはならんということです。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 議会を無視した手続、今、専決処分についての異議申立ては共感するところです。

昨日、結果的に不承認になって、これについて市長のほうで改善を図るという手続になるかと思います。

本件は、私が個人的に行ったアンケートでも、大半の方、85%の方が、無印良品の出店あるいは連携を望んでいる、市民の多くの皆さんが望んでいると言える状況だと思いますが、議会無視の手続にいては、昨日、もう既に手を打ってあるはずで、本件は分けて考えた方がいいんじゃないかなというふうに、私は考えております。

市民の多くの皆さんが、この出店を求めている中で、これを修正することについて、どのようにお考えでしょうか。市民が求めていることについて、どのようにお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 南澤委員は、ここの道の駅に、この無印良品が来るようになった歴史を御存じないのかなというふうに思います。

言いたくはないんですが、今、空き家になったところは、観光協会の事務局があったと思います。その観光協会がなくなった経緯、それと、無印良品が安芸高田市に来るようになっていった経緯、何か重なるんですね。言いたくなかったんですが、そこまで言われるんで、話をしてみたいと思いますけど。

今年の2月になって、市のほうから観光協会に、経営に問題があると。

補助金を2分の1にすると。しかも、加えて、ここの道の駅を出るようにと、こういうような話が、2月頃になって出てきました。

出ていけいというのは伝え伝えで聞いたんですが、行政は補助金を半額にした上で、事務所から出ていけいことを言いきるのかというて、ちょっと想像できんかったですね。で、そうこうしとったら、4月になって、どうも市は無印良品を入れるために、今の観光協会を追い出そう思ったんじゃないかと。結果的には、市が手を下さんでも、観光協会自らが解散されて、おらんようになられた。

で、昨日、田邊議員と南澤議員が経過の質問をする中で、去年の、もう1月頃から話があると。1月頃から話があったちゅうことは、どうにかして、あそこに入れようと。でも邪魔になるのうと。それで、観光協会を補助金を減額した上に、この施設から出ていけと、こういうようなことを執行部がやったんじゃないかなというふうに、昨日の日付の経過を聞きよったら、ほぼほぼ、推測が当たるん。

ですが、これは理由にならんので、今、その理由を市民の人が聞かれたら、ええのが来るのに、何で議会は否決したんか。自分らの都合で否決したやないかい、これが残るようになってるんです。

そこまで読んだ執行部の、議会に対する対応じゃろうというふうに、私は理解しておる。

南澤議員が、昨日、僕らは統計取ったんですよ、言う。7割ぐらいが賛成してるんですよ。それは、そこに入るまでの経緯を説明したら、追いついてまで呼ぶんかと、こういうような話に替わりはせんかと思うんですね。

ただ、アンケートは良品計画、来るんです。皆さん、どう思われますか。誰だって、いいのが来るんじゃないかいうふうに思いますよ。

まあ、昨日の経緯と観光協会の補助金の減額と、そこにおれんようになった経緯を勘案して、議員として、市民への説明責任を果たしていったらどうかというふうに思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

南澤委員。

○南 澤 委 員 これも仮定の話になりますが、この予算が通らなかったときに、出店そのものがされなくなるという事態も想定されるかなと思いますが、そうなったときに、あの施設をどのように活用されるべきだと考えておりますでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 基本的には、執行部は考えるべきじゃというふうに思いますけど、今後の手続というのがあります。それなんで、県内・県外に呼びかけるいうことが必要じゃないかというふうに思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 南澤委員。

○南 澤 委 員 結果として、入ってくるべき歳入、家賃が入ってこない時期が長くな

るかと思いますが、その辺りの責任をどのようにお考えでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 それは、こういうふうなことになるっていったという執行部の手続を反省すべきじゃというふうに思います。

○石 飛 委 員 長 その他、質疑はありませんか。

田邊委員。

○田 邊 委 員 すみません、南澤委員が何度も聞いているので、ただ、どうしても納得が、ちょっと腑に落ちない部分がありまして、その手続の不備、今、臨時会を開くべきだったというのは、これはもう激しく同意します。

とはいえ、それは承認6号の話であって、この議案第62号と承認6号を、なぜ分けて考えることができないのか。議案としては、別に審議されるわけなので、第62号にどういう手続の不備があって、修正案を出されてるのかというのは、やっぱり納得できないので、そこの説明をお願いします。

承認6号のほうの話ではなくて、議案第62号の、どの部分のどこが駄目なのかというのを教えてください。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 地方自治法で言うところ執行部のたてり、議会のたてりというのが書いてありますね。議決権と提案権。そこを、基本が欠けとるということを忘れとる。

承認6号はこうで、補正予算はこうじゃいう、そういうことを言うとするんじゃない。

議会と執行部のたてりが地方自治法に書いてあるんじやが、その手順を守るようにというのが私です。

ですから、あれはええじゃないかいうことにはならんと思う。しっかり読んで、理解してみてください。

○石 飛 委 員 長 田邊委員。

○田 邊 委 員 その議会と執行部のたてりが、この第62号のどの部分に、そのたてりの不備があるのかを聞いています。承認6号ではありません。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 じゃあ、第6号は何なんですか。地方自治法で言われとる執行部と議会のたてりの中で、承認第6号は何なんですか。どういうふうに理解されとるんですか。

○石 飛 委 員 長 ちょっとよろしいでしょうか、委員長のほうから。

山本数博委員さんの言われているのは、承認第6号だったかな、補正の第2号、で、第3号。この一連の流れの事業で言えば、企業誘致の事業の流れですよということを。ずっと言ってらっしゃるんだと思うんです。

それを、田邊委員は違う観点で、議会と執行部のたてりという話になってるから、話がかみ合っていないような気がするんですが、でも、ずっと山本数博委員は、もう企業誘致の事業として、こういったやり方でいいのかっていうのは、ずっと同じことを言われてると思うんです。

あとは、もう了解するか、やっぱり違うよと思うかだけで、ずっと同

じことの繰り返しになってると思うんで、その辺で。

○田 邊 委 員 僕は、その意味はすごくよく分かる。じゃあ、それを62号に置き換えたときはどうなのかっていうところをお答えいただきたい。

○石 飛 委 員 長 62号も企業誘致の一環の事業執行の予算の話、してますよね。だから、ずっとたてりは一緒だということになっています。

設計、管理、改修、それで今度は改修事業の計画、これは一連の流れの企業誘致の投資ですよ。そのことをずっと言われてるから、別に分けるという問題ではないよと。それは前回は承認、今回は補正だけど、事業は一連の事業ですよということです。だと、僕はずっと聞いてたんですが、それでかみ合っていないんじゃないかなと思って、ちょっと口を挟ませていただきました。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 そもそも話になるんですが、行政のたてりというふうに、山本数博委員はおっしゃいますが、この道の駅をつくったときに、山本委員は職員だったのかどうか、ちょっと定かではないんですが、その当時の予算編成の協議のときに、当時、浜田市長が国土交通省の補助金予算が削減されてなくなったにもかかわらず、執行する予算を執行保留で通してくださいということを申されて、私は反対をしたんですけども、議会の中で、その御異議が整ってしまったという経緯もあるんですが、そういったことも含めて、行政のたてりというのは、その都度、議会で変わるものなんではないでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 私は、それにコメントする立場にないと思う。私はね。
以上です。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。
熊高委員。

○熊 高 委 員 今、いろいろと議論を聞いておりまして、行政のたてり、手順、そういったものが今後、整えば、これは認めていくという可能性はあるんじゃないでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 理解できるという手続が示されたら、それは考えは変わる可能性はあります。

○石 飛 委 員 長 その他、質疑はありませんか。
熊高委員。

○熊 高 委 員 例えば、理解できる手続というのは、今回のことに照らして、どのようになっているけば、理解できるというふうにおっしゃるんでしょうか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 この事案は、誘致に至った経緯とか、金額にしたら有益じゃとか、これまでの、その施設におった関係ですね。誘致に至るまでの、その施設の入居者の問題。あまりにも幅が広い。そこらが丁寧に説明されて、ああ、そうだったんかというような形にならにゃあいけんの、これが

こうなったらいいですよということには、私はならんと思うんです。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 確認するんですが、先ほど、観光協会を、基本的には追い出すような形で、この無印良品が入って来るんだというようなおっしゃり方をしましたが、これは認識が間違っておると思いますんで、既に執行部のほうは、あそこの責任者に、市の課長レベルを1年間配置し、その運営を改善していこうというふうに取り組んできたというふうに、私は情報をいただいておりますが、その中で、結果として観光協会が運営改善ができなかった。事前にそういった話もしてきたというのが事実であるように、私は確認しておりますので、その辺の認識の違いというのは、よくよく確認をされた上で発言されないと、虚偽の発言ということにもなりかねませんので、その辺の確認というのは、どういう事実確認をされたのか、改めてお伺いしておきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 ですから、最初に言いたくはないというのを言うたん。

聞いた話が随分多いんです。ですから、熊高委員が言うように、虚偽の発言をしたと、こういう世界になる可能性もありますね。

でも、南澤委員の質問に対して、こういうことがあったじゃないかいうことの理解を得るために話を若干したままで、これが正解じゃないかいう言い方はしてないと思います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 熊高委員。

○熊 高 委 員 予算の委員会での協議ですから、そういった推測という発言というのは、慎まれたほうがいいと思いますし、もし、それが事実でないということになると、その責任は取る覚悟がおありなんですか。

○石 飛 委 員 長 山本数博委員。

○山本(数)委員 今の質問には答えかねます。

○石 飛 委 員 長 ほかに質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 責任を持てない発言というのは、厳に慎んでいただきたい。こういった委員会の席ですので、事実確認したものを発言をしていただくよう、委員長からもしっかりと注意をいただきたいと思います。

○石 飛 委 員 長 今、議事進行について、委員より発言がありました。

特に、私は、観光協会の関係において、解散に追い込まれた状況になったというのは、消せない事実だと思います。

2022年の1月から既に良品計画が動いて、観光協会の事務局長は市へ帰り、3人の職員さんで動かしていた現状です。業務の改善も当然やってきました。

ということで、山本数博議員が虚偽の発言をされたとは思いませんし、推測であるということも、冒頭、言われたと思います。自分の思いを。

なので、議事進行に当たって注意されることはないということで、委員長の発言といたします。

ほかに質疑はありますか。

熊高委員。

○熊 高 委 員 委員長も同じように責任を持つということで、受け止めてよろしいですか。

○石 飛 委 員 長 はい、私は観光協会につきましては、責任持った答弁をさせていただきたいと思います。私は当事者です。

観光協会の、当然、熊高委員さんも御存じのように、観光協会の監査だし、私は副理事長です。

以上です。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○石 飛 委 員 長 質疑なしということで、これより議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論は、修正案も含めて討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

原案に対する賛成討論の方はいらっしゃいませんか。

○南 澤 委 員 修正案に反対しても言ってください。

○石 飛 委 員 長 分かりました。もう一度、言い方を替えます。

まず、修正案に反対し、原案に賛成する賛成討論の発言を許します。

南澤委員。

○南 澤 委 員 これは座ったままでよかったですか。

○石 飛 委 員 長 着席したままお願いします。

○南 澤 委 員 議案第62号の修正案に係る部分は、株式会社良品計画の出店に係る改修費の部分です。

地域課題解決のリソースを持つパートナーとの連携の1丁目1番地にある地域経済拠点づくりに関する事項、ここがこの修正案によって大きくつまづくことになります。

地域が発展するための、またとない大きなチャンス。もちろん、この事業がうまくいくかどうかや、心配する声も幾つかいただいております、やってみなければ分からない部分もあります。

しかし、民間企業が市の倍以上、8,000万円をかけて投資をする案件です。先方の本気度も十分に伝わってくるものです。

私が独自に実施したアンケートによれば、8割5分の市民の皆さんが、この事業を楽しみにしています。賛成しています。期待をしています。

万一、これが頓挫するようなことがあれば、やはり、諦めや無関心、何をやっても駄目よというような声につながってしまいます。

地域が活性化するのを反対が、諦めです。そういったことにつながりかねないこの修正案には断固反対し、原案を賛成するという意を表明し、ここに私の賛成討論といたします。

以上です。

- 石 飛 委 員 長 次に、原案及び修正案に反対する、反対討論の発言を許します。
(討論なし)
- 石 飛 委 員 長 次に、修正案に反対し、原案に賛成する、賛成討論の発言を許します。
田邊委員。
- 田 邊 委 員 修正案に反対し、原案に賛成する討論を行います。
今回の補正予算は、株式会社良品計画との包括的連携に関する協定というのは、大きなポイントであり、こちらの削減が修正案として出されておりますが、単に株式会社良品計画が出店をするということであれば、また違った見方ができるのかもしれませんが、まちづくりを市と行政と一緒にパートナーとしてやるという、今後のまちづくりにとって大きな転換期であると思います。
提案理由の中で、手続に不備があったというものも指摘がありました。ただし、これは昨日の承認6号で一つの結論が出ていると思います。
また、提案理由の中で、設計を専決したであるとか、臨時議会を開くべきであった、二元代表制の根幹を揺るがすであるとか、手続が欠落しているというようなことがありました。
これは、確かに承認6号のほうでは、まさにそのとおりだと思いますが、議案第62号に関しては、こういったことではなかったと思っております。
また、この提案理由の中で、市民にとって有益であるということが触れられておりませんでした。なぜかその辺がちょっと、やはりこの町にとって、この安芸高田に住む市民にとって有益であるかどうかということとところが触れられていないことに関して、強く憤りを感じております。
今後のまちづくりという観点から見て、こちらの株式会社良品計画との包括的連携を前に進めることが、市にとって、市民にとって有益であると思うので、修正案に反対し、原案に賛成いたします。
- 石 飛 委 員 長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。
山根委員。
- 山 根 委 員 修正案に賛成する意見として討論を行います。
地方自治法の138条の2項に、執行機関の責務というものがあります。説明責任を求めるものでありますけれども、今回、聞いていて思ったのが、まちづくりをしっかりと一緒にやるパートナーだと言われていることは分かります。
ただ、それであればこそ、しっかりと議会にも説明をしていただき、そして、事業者にも周りの事業者、そして市民にも、もう2022年からこういう面談とか、4月から入ってらっしゃると、今日しっかりと、今日というか、この定例会で、この用紙を見て知りました。
定例会の前には配られておりますけれども、そういう説明では、本当に入ってこられる良品計画に対して、とても失礼ではないか。本当にそういう意味で、憤りを感じております。
しっかりと説明責任を果たす、執行部として執行権を持つ市長として、そのことを大事にさせていただくことが、今回できていなかったとい

う意味で、修正案に賛成をいたします。

○石 飛 委 員 長 次に、修正案に反対し、原案に賛成する、賛成討論の発言を許します。
熊高委員。

○熊 高 委 員 修正案に反対し、議案に賛成する立場で討論を行います。
いろいろ質疑の中で、これまでの経緯というのは十分理解できるような答弁をいただいたというふうに、私は受け止めております。

とりわけ、先ほどから議論あったように、承認6号、この専決の部分と今回の議案第62号の補正予算案、これについて、手続上の問題があるとおっしゃいましたが、62号に対する手続上の問題というのは、明確な問題があるというふうに、質問の中でお答えがなかったように私は受け止めております。よって、今回の無印良品が地域経済への貢献、あるいは道の駅の収支改善、大きな2つの経済効果をもたらすこの事業、これをぜひとも進めるべく、この議案第62号に賛成をし、今後の安芸高田市の発展に寄与するこの補正予算案を、ぜひとも通すべきだという立場で討論を行います。

以上です。

○石 飛 委 員 長 次に、修正案に対する賛成討論の発言を許します。
先川委員。

○先 川 委 員 私は修正案に賛成する者の立場で討論させていただきます。
先ほど、山本数博議員の提案理由の中にありますように、この度の事象は、地方自治法で示されてる二元代表制の根幹を揺るがす事態になり、本市における議会制民主主義が崩壊することになると思いますと、これに私は賛成しております。

以上です。

○石 飛 委 員 長 次に、修正案に反対し、原案に賛成する、賛成討論の発言を許します。
秋田委員。

○秋 田 委 員 私は修正案に反対し、原案に賛成する立場で討論を行います。
まず、先ほどもございましたけども、昨日、専決処分がございました。それから私自身は、資料とかいろいろ頂いた中で、専決処分は専決処分として、今回は工事請負費ということで、議案第62号として出てきているので、すみ分けて考えております。

それでまず、連携協定書、包括的連携に関する協定ということで、資料を4月27日付のものを頂きましたが、それをまず、見させていただいて、何よりもこの目的となるものは、地域課題解決、それから地域活性化を官民連携で執り行っていくんだということが目につきました。で、その中身に項目として6項目、いろいろ地域経済拠点づくりであったり、観光人口拡大、移住定住促進に関する事項とか、今日の説明等で、そこはなかなかなかったと思いますが、今後、安芸高田市のまちづくりには、こうした項目を官民連携で取り組んでいくことも大変重要なんではないかと、私は思っております。

そうした中で、一度にはできませんけども、これを順次、解決、活性化を図っていくことにより、安芸高田市のまちづくりが進むのであれば、

私は、これは進めていくべきだと思いますし、そのためには、まず、何よりも議案第62号の工事請負費の3,300万ですか、これを削減すると、そこから始まるので、その改修工事から始まるので、そこは落とせないなという思いがいたしております。

そうした意味では、安芸高田市の、今後のまちづくりに対しての起点となるというか、基本となる考えがあるということで、私は修正案には反対して、原案には賛成する討論とさせていただきます。

○石飛委員長 次に、修正案に賛成する、賛成討論の発言を許します。
(討論なし)

○石飛委員長 次に、修正案に反対し、現案に賛成する、賛成討論の発言を許します。
(討論なし)

○石飛委員長 ほかに討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第62号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件を採決いたします。

まず、本案に対する山本数博委員、山本優委員から提出された修正案について、起立により採決します。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛委員長 起立多数であります。よって、修正案は可決すべきものと決しました。
次に、原案の修正部分以外について、採決します。
原案の修正部分以外について、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石飛委員長 起立多数であります。よって、原案の修正部分以外について、可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等がありましたら、発言を願います。

(なし)

○石飛委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、閉会中の継続調査について、お諮りします。

本委員会の当初予算の審査、補正予算の審査、決算の審査に関することにつきましては、調査の必要性が生じた場合は、閉会中においても調査を行いたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○石飛委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

なお、所管事務の調査は会期中が原則でありますので、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申出を行いたいと思います。

以上で、閉会中の継続調査についてを終了します。
以上をもって、第6回予算決算常任委員会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

午後 4時52分 閉会